





以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○稻村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○稻村委員長 内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

本案審査中、必要に応じ、隨時、石油開発公団総裁倉八正君の出席を求め、意見を聽取することとし、出頭日時等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本日、石油開発公団総裁倉八正君が参考人として出席しております。

御意見の聽取は、質疑応答の形で行いますので、さよう御了承願います。

○稻村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 まず、大臣にお伺いをいたしました。ことしに入つて、自民党に石油問題調査会が、保利茂氏を会長として、非常に大型な調査会だと言われて発足をしたようであります。さらに、自民党の松野政調会長が、ことしの十一月ごろにこの問題については結論を出すというふうに言つたと聞いているわけであります。また、大臣自身が二月三日、石油企業の経営は、非常に順調に立ち直つた、集約再編の時期については早急に行うべき問題ではない、時間をかけて進めていくといいうふうに聞いています。

よろしくお願い申し上げます。

○河本国務大臣 上で、時間を持って、松野さんの言つておりますように十一月ごろまで、こういふうになつてまいりますと、言うならば五十一年度実現というものをもう捨ててしまつて、いるのではないか、少なくとも来年度に持ち越されてしまうのではないか、こういふように実は受け取れるわけではありませんが、この辺について大臣はどのように見ておられるのか、また、大臣自身の考え方を明確にしておいていただきたいと思うわけでございます。

○河本国務大臣 昨年の秋に石油業界は非常な経営困難に陥つたわけでございます。過去二ヵ年間、石油価格が安く据え置かれた。こういふ影響がずっと重なりまして、すでに昨年の秋におきまして累計の赤字が約一千億、昨年の秋のよだな現状が続きますと、さらに新規に一年ごとに四、五千億も赤字が重なる、そういうことで、崩壊寸前に来ておつたわけであります。そこで石油業界から、この事態について政府としても善処してもらいたいという強い要請がございました。

何分にも、石油業界がそういう事態になりますと、非常に重要な産業でありますから、日本の全産業に、また日本の全經濟に及ぼす影響も非常に大きいということを憂慮いたしまして、政府の方ではいろいろ対策を考えたわけでございます。それが一つは需給関係の見直し、それからもう一つは標準価格制度の設定でございます。幸いにこの二つの対策によりましてある程度石油価格が修正をされまして、しかも円の為替レートの変動等によりましても非常に影響を受けつつありました、その為替レートも適当などころに落ち着きましたので、そういういろいろな要素が重なりまして、石油業界はことしになりましてから小康状態になつてきました。経営はやや安定してきた、こういう事態になつたと思います。

そこで、実は、昨年の秋にはもう一刻もゆるがせにできないと言われておりました石油業界の再編成も、業界にやや経営的余裕ができましたので、ことしに入つてから口をそろえて、総論は賛成するが各論については広くコンセンサスを得た上で、時間をかけて、松野さんの言つておりますように十一月ごろまで、こういふうになつてまいりますと、言うならば五十一年度実現というふうな時間的な余裕ができましたといふことが一つと、それからもう一つは、自民党の方でも、石油問題は非常に重大な課題である、だからこの際根本的に党としても、石油業界の今後のあり方について、また石油政策の今後のあり方について意見をまとめたい、こういうことで大きな調査会ができたわけでございます。そしてこの秋を目標にいたしまして調査会の結論を出そう、こういふことで、毎週非常に精力的に作業を続けられておるわけでございます。

そういういろいろな事情から、昨年秋の緊迫した情勢とやや変わりまして、石油再編問題、石油業界の体质強化という問題は、若干の時間的な余裕ができるまで、ほほこの秋ごろには将来のおよその展望を考えたいと、こういう状態になつておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 広聞するところによりますと、エネルギー庁と共に石炭ラインというものが石油業界内の常識とされているわけであります。これが強化に反対をする企業のトップが椎名副総裁あるいは松野政調会長などに何とかしてくれといふことで泣きついで、ついにそれをのんだというふうに言われているわけです。そのため自民党の中に石油問題調査会が突如としてつくられたのだ、弱体な業界が政府に援助を受けることで、利権に絡む、言うなら政治献金などを含む懸念関係といふものが伝えられているわけであります。総選挙も近づいたというふうに考えておられます。このようないろいろな再編という問題にまで頭を突つこんでくる、介入するという態度は非常に疑惑を招くものだというふうに考えているわけであります。こういう点について、大臣はどうのお考えですか。

○河本国務大臣 石油問題の調査会が党の方でございましたいろいろな背後関係につきましては、私は一切承知しておりません。経過等については知りませんが、しかし、いずれにいたしましてもこれまでの大きな大問題でござりますから、やはり党の方にこういう大調査会ができるまで各方面の意見を十分聞いていただいて、そして一つの方向を打ち出していただくことは、私は、石油業界の再編成も、業界にやや経営的余裕ができましたので、特に時間がかかるため大変結構だと思いまして、その結果がどういうふうに出てくるか、期待を持って見守つておるところでございます。

○岡田(哲)委員 大臣、私のいま申し上げたのは、太体エネルギー庁が考えておりますのは民族系の強化だというふうに言わせておるわけで、それに反対をする人たちがいま申し上げたように自民党幹部に泣きついて待つたをかけた、こういうところに問題があると言つておるわけであります。当然各政党が、この石油問題は非常に重要な問題ですから、それを関心を持たれて態度を決めることが多いですが、そちらについては結構だと思うのですが、そういうふうなことが私どもの耳にまで入るわけでございます。この問題に自民党が党として介入するということについては、ぜひ十分注意をしていただきたいと、このことを私は要望しておくわけであります。

次に、昭和三十九年、海運再編成が行われたわけであります。このときには、ゼロ十数点においては、ゼロ十数点が私どもの耳にまで入るわけでございます。この問題に自民党が党として介入するということについては、ぜひ十分注意をしていただきたいと、このことを私は要望しておくわけであります。

次に、昭和三十九年、海運再編成が行われたわけであります。このときには、ゼロ十数点が私どもの耳にまで入るわけでございます。この問題に自民党が党として介入するということについては、ぜひ十分注意をしていただきたいと、このことを私は要望しておくわけであります。

○河本国務大臣 昭和三十九年に海運業界の非常に大きな再編成が行われたわけであります。この再編成をするに当たりまして、政府の方は非常に手厚い保護政策を打ち出したわけであります。

一つは、過去の借入金はたな上げをする、それから今後的新造船、政府が中心になって進めておられますので計画造船と称しておりますが、それに参加をするものは再編に加わったものだけである、しかも新造船建造に必要な資金の大部分を長期にわたって融資する、しかもその融資金額に対しては手厚い補助金を出そう、こういう非常に手厚い内容の保護政策が打ち出されたわけであります。いわば温室に入れて、そして電気ごとに当てて、そして真綿でくるむ、こういうふうな内容であったと思うのです。

しかし、そういう至れり尽くせりの行き方は本当に意味での業界の体質強化になるかどうか、私は当時から非常に疑問だと思っておりました。そういうふうな温室の中で真綿くるむようなやり方は、一たび外へ出ればかぜを引いてしまうという体質にもなりかねない、こういうことから、私はよほど考えなければならぬと考えましたことが一つ。

それからもう一つは、政府が中心になりまして進める計画造船は、三月に予算が通った後、四月にその年の計画造船がスタートするわけですね。そうすると、この船の建造費は非常に大きく動いておるわけです。あるときには三、四割も高くなる、あるときには三、四割も安くなる。にもかかわらず、その船の建造の動向等を一切無視して、予算が通る春になると、お祭りのように船の建造を始める。経済原則から言いますと、高くなつたときは建造をストップして、安くなつたときに大量の船を建造するというのが経済原則でありますけれども、そういう基本原則を無視して、お祭りのようことで進められる。

さらにもう、半ば強制的な合併をいたしましたと、管理者もたくさんふえる、余剰人員を抱えなければならぬ、こういう問題もありますし、それから、政府がそれだけ介入いたしますと、当然政府の方も一々業界の仕事に介入していく。たとえば一定限度以上の仕事をする場合には運輸省の許可を得なければならぬ、その許可を得る場合に数カ月か

かかる、そのうち世の中の情勢が変わってしまう。こういうふうなこと等を考慮いたしますと、異なりますので計画造船と称しておますが、それに伴うものは再編に加わったものだけである、しかも新造船建造に必要な資金の大部分を长期にわたって融資する、しかもその融資金額に対しては手厚い補助金を出そう、こういう非常に手厚い内容の保護政策が打ち出されたわけであります。いわば温室に入れて、そして電気ごとに当てて、そして真綿でくるむ、こういうふうな内容であったと思うのです。

そういうことで、一部の業者は反対である。むろん自主独立で、政府の援助を受けないで、世界経済の動きを的確に、しかも早急に掌握して機動的な運営をする方がはるかによろしいというふうなことから、政府のそういう保護政策を中心とする再編に加わらなかつたことは事実であります。そのため非常に大きな差別待遇も受けたわけであります。

しかし、私はそういうときの経験もありますので、今回政府の石油業界体質強化対策というものがどういうふうに最終的に進むか、これは自民党の動き等を見ましても決めますので、いまのところまだ具体的な対策はございません。ございませんが、体質強化と称しながら実質は体質の弱体化につながる、そういうふうな政府が著しく業界に入していくというやり方は、これは民間の創意工夫、自主的な努力といふものを摘み取ってしまうだけではございませんでむしろ大きな弊害がある、こういうふうに理解をいたしておりますので、をしておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 先ほども触れましたように、自民党が利権で介入する、それに政府が乗つて相当な援助を行っていく、こういう裏に何かがあるのではないかという疑点もありますので、いま大臣のお話がありましたように、十分その点を指導をしていただきたいと思うわけであります。

いま言われましたように、今度の再編は、日本外資系あり、元壳の石油連盟会員だけでも三十数社、開発部門では六十社余り、利益率が非常に低

い、経営基盤が弱い、過当競争体質である、こういうことから、これに力をつけて強化するための再編であるというふうに言われているわけであります。この再編も、いま申し上げたように三か四か、民族系で二か三にすれば安定供給が可能になってくる、安定供給をするために合したもののかどうか、大変疑問があつたわけでござります。

そういうことで、一部の業者は反対である。むろん自主独立で、政府の援助を受けないで、世界経済の動きを的確に、しかも早急に掌握して機動的な運営をする方がはるかによろしいというふうなことから、政府のそういう保護政策を中心とする再編に加わらなかつたことは事実であります。そのため非常に大きな差別待遇も受けたわけであります。

しかし、私はそういうときの経験もありますので、今回政府の石油業界体質強化対策というものがどういうふうに最終的に進むか、これは自民党の動き等を見ましても決めますので、いまのところまだ具体的な対策はございません。ございませんが、体質強化と称しながら実質は体質の弱体化につながる、そういうふうな政府が著しく業界に入していくというやり方は、これは民間の創意工夫、自主的な努力といふものを摘み取ってしまうだけではございませんでむしろ大きな弊害がある、こういうふうに理解をいたしておりますので、をしておるわけでございます。

○河本國務大臣 まだ実は最終的な政府の考え方といふものはまとまっていないわけです。と申しますのは、こういう再編といふ話は、政府が指導してああしろこうしろと言つたのではなく、なぜかまませんので、業界の自主的な判断にまたなければならぬ、こういう考え方が一つございます。

それから、日本の場合は外資系、民族系に分かれておりますが、メジャーの世界における販売網力といふものは、OPECの最近の動きなども相当積極化しておりますけれども、それでもなお依然として非常に力強いものがある。メジャーの世界における力といふものを無視して日本の石油政策を進めるることはむずかしいし、かえつてそれはマイナスである。その力を日本に有利なよう活用しないければならぬ、こういうこともあります。

そこで、寡占化体制に入つていいますと、当然、利益率が低い、過当競争だということを言つていいわけでありますから、それを力をつけていきますと逆に消費者の保護には逆行するではないか、こういう心配を持つわけであります。ですから、再編という方向は言うなら寡占化体制に進んでいくのだ、これについてはもう間違いないことだと思います。

そこで、寡占化体制に入つていいますと、当然、利益率が低い、過当競争だということを言つていいわけでありますから、それを力をつけていきますと逆に消費者の保護には逆行するではないか、こういう心配を持つわけであります。ですから、一度ここで政府の考え方とあわせて公取にもお伺いをしたいわけであります。業界の中では、いまで非常に赤字が連続してきて、不況であつて、何とかしようといふうにいろいろ思つたのだが、不幸なことに業界中部で公取問題があつてお互いに相談ができない、相談したくても話し合いかできないというような立場であつたので、どうしてもわれわれの方から自発的に案が出てこないのですと、いうふうなことを言っておるわけであります。問題は、いま言うように、政府主導型かあるいは自主的な知りませんけれども、こういうふうな寡占化体制ができてまいりますと、言うなら独禁問題との関連でどういうふうに公取はお考

えになるのか、両方からお伺いしておきたいと思うのであります。

○河本国務大臣 やはり体質強化、再編問題を考えて、いきます場合に幾つかの基本的な考え方があると思うのですが、まず第一は、政府の主導型ではない、政府が何もかも責任を持ちましてまる抱えでやるかつの海運再編、そういう行き方はどうではいけない。やはり民間の創意工夫によって、民間の自主的な判断によって再編、体質強化の方向を打ち出していきたいということが一つでござります。

それからもう二回、エネルギーの中で石油がどうなっているか、一番大事なわけでござりますし、しかも日本は現時点においても年間三億トンの油を使っておるわけでありますから、これだけの消費国なら、もう少し石油業界が力をつけてメジャーとも対等の立場ができる、あるいはまたOPEC諸国とも対等の立場の交渉ができるという形の何とか力強いものであってほしいし、それから、少し景気が悪くなることとたまちのうちにして困るということであっても困る。こういうことを第二に考えておるわけであります。

ただし、第三点といたしましては、公正にして自由な原則という自由主義経済の原則、これをおじゅうりんするような結果が出てきては大変なことがありますから、その点だけは十分考慮し、業界や消費者が石油業界の再編のために被害を受けるということがあつては大変でございますから、この点については十分配慮しなければならぬと思っております。

○熊田政府委員 公正取引委員会の考え方を申上げさせていただきます。

石油業界の再編成につきましては、まだ私どもその実情を十分に承知しておるわけではございませんけれども、今後の再編成のやり方によりますと害というようなものが出でてくる可能性もないわけではありません。私どもいたしましては、工編成によりまして競争制限的な行為が出てくる

か、あるいは市場支配力の乱用というような事態が生ずるということのないよう十分に監視をしてまいりたい、かように考えております。

○岡田(哲)委員 私は、「電力新報」の二月号ですか、この中での座談会を読ませていただきたのです。これを読んでおりますと、この中で日石の常務の田中さんが、合併時期は早過ぎると考える、「今は、生死の境をさまよっているというか、水面以下の状態で、まず当面すべき仕事は標準価格の早期達成、これ一本やりで、再編成まで考える余裕がない。気持ちの上でもないし、体力的にもない」というのが、今の状況ではないかと考えておるわけです。」こういう発言をされているのであります。

そこで、五月十三日にこの標準価格を撤廃をしたわけですが、長官、この撤廃の理由と価格への影響、それから六月のOPEC総会に対する予測、こういうものと、あわせて聞いておきたいと思いますのは、業界は、先ほど大臣からもお話をあつたように、標準価格が撤廃をされて大体順調に戻ってきた、だから、それまでは再編の問題でいろいろ議論があつたのだが、もう値上げが満額達成できれば再編なんかはどうでもいい、こういうふうに私は受け取るわけであります、その辺のことについてひとつ見方、考え方をはつきりさせておいていただきたいと思います。

○増田政府委員 標準価格につきましては、この十三日の告示をもつて廃止いたしたわけでござります。

この標準価格を設定いたしましたのは昨年の十二月一日でございますが、十月一日からOPECの値上げが行われたわけでございますが、その以前におきましたすでに石油業界は御存じのよう非常な赤字、製品の販売価格と原油の輸入価格と逆さやという問題がございまして、このままである一部の企業は成り立っていないというような状況にあつたわけでございますが、それにさらに追いかけて十月一日の原油価格の値上げといふことであったわけです。これを放置できないという

況であったために、石油審議会を開きました。そこで石油の生産コストというものがどれくらいになっているかということを計算の基礎といたしまして、標準価格というものを設定いたしたわけでございます。

標準価格を設定いたしましたのはガソリンとナフサとC重油の三品種でございまして、これらの品目を選びました理由は、特にこれらの三品目ににつきまして逆さやが激しいという点であったわけでございます。その後の状況を申し上げますと、大体ガソリンとC重油につきましては、本年二月に標準価格がほぼ達成いたしたということござります。ナフサにつきましてはこれを購入いたします石油化学業界が非常な苦境にありました。石油業界に劣らないような収支の悪化といふもののさなかにあつたわけでございまして、両業界との間の話し合いがなかなかつかなかったわけでございますが、四月一日からほぼ標準価格の線で取引をするということに決定されたわけでござります。

それで、先ほど申し上げましたように、この標準価格制度といふものは、私どもの方は、その当時の価格状況では石油というエネルギーの供給者である基礎産業が崩壊するおそれがあるということで、緊急やむを得ない措置としてやつたわけでござりますので、四月一日にはナフサも標準価格に到達したということで、この五月十三日に外した次第でございます。

ただ、今後の石油価格の問題につきましては、先ほど先生から御質問のありました、OPECがこの五月二十七日からインドネシアのバリ島でOPEC総会を開きます。これによりまして、七月一日の原油価格というものを、昨年の十月一日から維持されていたものをどういうふうに変えるかということの相談が行われるわけでございます。

一般に言われておりますのは、現在まだ石油に対する需要というものが強くなつておりますが、もしも供給過剰という状況でございますので、こういう需給状況の中ではなかなかOPEC諸国が値

OPEC諸国の中で、世界経済に対する石油価格の影響といふものから現在上げるべきではないと申しますが、石油企業の経営状況についても、民族系の企業につきましては、標準価格に到達いたしました。従来の大額な赤字というものは消えないと申しますが、私どもの方の計算いたしました標準価格といふのは、過去の赤字といふものを消す価格ではございませんで、そのときの生産コストを考えまして計算いたしたわけでございますから、公称二千億と言われますが、実質的にはそれをはるかに上回る過去の累積赤字といふものが消えないような状況になっておるわけでございます。しかも、民族系にそれがほとんどどしづか寄つておるということをございます。

そのために民族系の企業が非常に苦境にあるというのをいかに打開するか、これによりまして石油産業全体の体质改善を行うというのが今回の構造改善でございますが、先ほど先生から、民族系を二つないし三つのグループ、それから外資系を三ないし四のグループといふのが通産省の再編成の構想ではないかという御指摘がありましたが、民族系を二ないし三のグループに最終的に持つていく、これは何年かかるかわかりません、それから今後まだ検討を要する点がございますが、これにつきましては、昨年十二月の総合エネルギー調査会石油部会で結論が出まして一応答申をいたしました、三ないし四に外資系をグループ化する、

これは私どもの方は考えておりません。

そういう意味から言いますと、先ほど公取の事務局長からもお話をございました寡占のおそれといふものにつきましては、私どもは、石油産業を寡占化するための構造改善ということでは考えておりませんし、また、これは現行独禁法の立場から言つても寡占化は許されませんし、また、基礎エネルギーである石油が寡占化して値上げをするということをやつてはならないと思います。

ただ、私どもが今回の構造改善が必要だということで出しておりますのは、民族系の企業を対象として構造改善をいたす。その構造改善をなぜ行なうかということは、先ほど申し上げましたように、民族系と外資系の企業と非常な差が出て、このまま放置しますと、民族系の企業の崩壊につながるということは、現在大体外資系と民族系と五〇、五〇になつておりますのが、これが相当崩れてくるという状況になつてきて、これで事足れりといいます。寡占の弊害その他につきましては、私の方は十分監視もいたしまし、また、今度の構造改善は石油産業の寡占化につながるものでは決してございませんので、それだけ加えて御答弁申し上げた次第でございます。

○岡田(哲)委員 長官、もう一つ、業界は、この標準価格が撤廃されたために、これで事足れりといふことで、もう再編には関心が薄くなるのではないか。私は、どうもこの言つてある点を見ると、もうこれで業界は乗つてこない、通産省は一生懸命そのつもりでおりましても、業界は乗つてこないのじやないか、もうこれで目的は達した、こんなふうに受け取れるのですが、どうですか。

○増田政府委員 昨年の危機的状況の中では、もう銀行が融資をしないというおそれもあつたものですから、この再編成というものが非常に火がついたようにいろいろ騒がれたわけでございますが、標準価格が出来まして、大体それが達成すると、いうことで業界としても一息ついて、若干この再編成の問題については慎重に取り組もう、こういふ空気になつてゐることは、先生御指摘のとおり

でございます。

それで、一部の企業につきましては、もう再編成は必要ないということを言っておられるところもあるのは事実でございますが、これにつきましては、先ほど私が申し上げましたように、現在外資系の企業は、今度の決算その他を見ましても、史上空前といいますのは、これは石油価格が上がりましたから当然史上空前になるわけとして、利益率がそれはどいいわけではございませんが、しかし非常な大きな経常利益を上げているわけであります。他方、民族系の企業を見ますと、去年の中ごろに比べますとこの標準価格その他によりまして改善はされておりますが、相当多くの数の企業が赤字を負つておるわけでございます。内容からいわゆる債務超過、資本金より大きな金額の累積赤字を負つておるわけでございます。

それから、石油業界の経営者のトップの方々と私、いろいろ個別的にこの再編成の話を申し上げておるわけですが、ことに民族系の企業の方々は、現在のよろな石油企業の乱立状態、三十数社あるわけでございますが、これはアメリカは別といたしまして、世界的にも見られない現象でございます。

そこで、話を変えますと、いま申し上げたようす。その中で過当競争し、お互いに傷つき合つて、そうなれば、これは基礎エネルギーである石油の供給者としての責任が果たせない、何か起こりまらないか。私は、どうもこの言つてある点を見ると、もうこれで業界は乗つてこない、通産省は一生懸命そのつもりでおりましても、業界は乗つてこないのじやないか、もうこれで目的は達した、こんなふうに受け取れるのですが、どうですか。

○増田政府委員 昨年の危機的状況の中では、もう銀行が融資をしないというおそれもあつたものですから、この再編成というものが非常に火がついたようにいろいろ騒がれたわけでございますが、標準価格が出来まして、大体それが達成すると、いうことで業界としても一息ついて、若干この再編成の問題については慎重に取り組もう、こういふ空気になつてゐることは、先生御指摘のとおり

兵急にどことどこが合併するというのを言われると非常に困る、こういうことでございます。

そういう意味で、再編成の必要、つまり石油産業の体質の強化、ことに民族系がこのままでは成り立たないということについては皆さん同じ意見でござりますが、今後のやり方その他につきましては、いま言いましたようなことから、先ほど大臣も言わされましたように、業界の自主性というものを尊重して、そして石油産業としての責任を果たすためにいかなる構造改善を果たすことが必要か、それに対して国が支援する、これが今回の法案の内容でもござります。そういうことで、現在の再編成に対する業界の考え方についての一端を申し上げた次第でございます。

○岡田(哲)委員 いまのお話を聞いておりますと、一言で言うと、外資系はそのままにしておいて、民族系の三十数社あるものを二ないし三にしよう、だから業界全体とすれば寡占ではないといふふうに言おうとしておるのじやないかと思うのです。しかし、先ほども言いましたように、なぜ赤字になつたのか、ここでいろいろ言おうとは思いませんが、その原因も恐らくそれぞれ考えておられると思うであります。

そこで、話を変えますと、いま申し上げたように、今度考へている点は、外資系でなしに民族系を一生懸命に援助していくこう、こういうことにつけては間違いないことになるわけだと思うのではあります。これは議論の段階からもう実行の段階に入っています。これは議論の段階からもう実行の段階に入っていると私は思うのでありますけれども、今度予算的にも百億円が満額大蔵省との折衝の中でも認められている。その意味ではより積極的に取り組みを図ろう、こういうふうに考えられていくと思います。しかしながら、この百億の予算を具体的にどういうふうに有効的に使おうと考えられてゐるのか。積算の根拠といいますか、あなた方がいは石油企業は特約店とか直轄のスタンダードを相当持っておりますから、それらの方々が動搖しない

いと思うのです。

○増田政府委員 この石油開発公團法の一部改正によりまして、石油開発公團が百億円を出資並びに融資ができるようになりますときに、具体的にどういうふうな事業に対して出資なし融資をするかについて、簡単に申し上げたいと思います。それで、元売業者がどういう事業を行なうときには、石油製品の販賣をいたします対象は石油製品の販売業者ということで、これは法にも規定されています。具体的に言いますと、いわゆる特約店と/orそれからソリンスタンドといふものははそぞれに規定を設けまして、これを除きまして、普通に言われております元売業者に対しましてこの出資、融資をするということになつております。

それで、元売業者がどういう事業を行なうときには、石油製品の販賣にかかわります経営規模の適正化その他構造改善に関する事業を行なうとき、こういうことになつております。これは具体的に言いますと、販売部門における、つまり元売の集約化事業といふものが行なわれるときにこの出資、融資をする。さらに具体的に申しますと、元売が合併したりあるいはその販売部門の統合を行ないますときにこの出資、融資の対象になる、こういう形になるわけでございます。

それで、こういう集約化ということにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、私ども方が無理やりに集約化させるということではなくて、石油の安定供給ができるようになって、だという自覚のもとに、業界が自動的な意思で集約化を行う、そのときに政府としてもそれが望ましい方向だということでこれに対する支援をする。

具体的に申しますと、政府出資金百億円、これは石油開発公團から出資するわけですが、これを用意しておく。それからまた、企業によりましては、やはり政府出資あるいは公團出資をきらうところもあるわけです。それは必要ない、しかし資本をする。これは民族系企業育成という枠があり

まして、現在百八十億、これはいろいろな用途がありますから全部使えるわけではございませんが、そういう金とそれから出資金と両方用意いたしまして、企業が集約化を行うときにどうしても資金的に必要だ、それで自分の方は融資が必要だというときは開銀から出す。それから出資金、これは出資金ですと無利子になるわけでございますから、無利子の金で出資を受けているという方に対しては、今回これが改正されますとそれによって百億円まで出資ができるということで、あくまでも支援体制としてこういう制度を設ける。またその業界の方の自主的な集約化ができたときに、それを受けて出す。こういう形になつておるわけでございます。

なお、これらにつきまして誤解が生じまして、先ほど先生からもありましたように、どうも通産省は共石を中心にしてほかの民族系企業が弱つてゐるのを無理やりに一緒にしてしまう。そして片方においては百億円を予算化して、企業の自主性を無視して強引にやつてしまふのじゃないかといふことで、そういう批判も一部雑誌その他に載つておるのを私どもも承知しております。この点につきましては、石油業界個々にも話しておりますし、いろいろ話して最近では私は誤解はなくなつたものと思っております。ただ、一時そういう批判が起りまして、どうも通産省主導型、政府主導型の実情を無視した強引な再編成、あるいは共石だけを中心とした再編成を行ひのではないかといふ批判があつたわけですが、これは私どもの方は最初からそういうことを考えておりません。ただ、誤解が生じたことにつきましては反省しております。

〔委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席〕

○岡田(哲)委員 誤解だつたということでありますので、あれしたいと思うのです。  
そこで、先ほども言いましたように、利益幅が低くて、経営基盤が弱くて過当競争体质である。政府が高度経済成長の時期に石油業法によつて認可されておるわけですね。その認可によつて

精製設備が現在あるわけであります。高度経成長から低成長、安定成長へと、これは石油だけじゃなしに、日本全産業が一つの構造転換を図らなければならぬ時期に来ていると思うのであります。

私がいまここでお尋ねしたいと思っておりますのは、言うならば転換、再編成の一一番大きなねらいというのはそこにあると私は思うのですが、こいつは、低成長下に入る時期における石油産業の、あるいは業界、企業といいますか、そういうものも含めて、今後再編と同時にどういうような展開をしていくのか、展望を持つておられるのか、それをちょっとお伺いをしておきたい。

○増田政府委員 石油危機以前と石油危機以後と、石油業界に対する政策というものも変更せざるを得ないとと思うのです。それで、石油危機以前は石油が非常に安くて、しかもどこからでも手に入れるという状況であったわけでございます。ただそのときにはやはり民族系というものを育成して、日本の市場を民族系と外資系と半分半分にする、それによつて非常にいい形を持つていく、こういったことがあつたわけです。しかし、そのときに民族系がまだ半分に達しておりませんでしたために、相當民族系の方の設備といふものがふえていつた。これが現在共石の精販ギャップの原因にもなつておるわけですが、一応石油危機以後になりますと、まず一番大事なことは石油の安定供給体制を確立しなければならないということをございまます。そこにおきましての政策として、先ほど言ふいました外資系と民族系を五〇、五〇にするといふのは、これは從来からも正しかつたと思いますし、石油危機以後の政策としても維持していくべきでございます。

○岡田(哲)委員 もう時間が来ましたので、最後にちょっと聞いておきたいと思いますのは、西ドイツのフェーバーという国策会社があるわけであります。それが、これについてどういうふうに見ておられるか、どういうふうに考えておられるか。私は、いまでも石油については開発から精製、備蓄、販売まで一貫性を持たせるべきだということをいふと主張してきておりますが、これは言葉は変わるかもしれません、メジャーにして和製メジャーというようなものかとも思うのであります。

が追いつくわけで、需要が非常に強いわけです。ことに石油につきましては、石油危機以前の年間の需要伸び率というのが大体一五、六%で毎年進んでいたわけですから、設備の過剰がありましたが、一、二年すると全部それが解消して問題がなくなるということでおきましたが、これが石油危機以後におきますと、その製造設備と販売能力とのギャップというものが非常に問題になつてくるという点が出てきておるわけです。

それから、一番問題になりますのは、石油危機以後の外資系と民族系につきまして、企業力の非常な格差が出てしまつたということで、先ほど申し上げました五〇%、五〇%で外資系と民族系のシェアを維持するということにつきましても、非常に問題が生じてきただとございます。そういうことで、新しい低成長、しかも石油の安定確保が必要であるというこの石油危機以後の事態に対処いたしまして、私どもが石油構造対策として行わなければならないのは、先ほどから申し上げました、弱くなつてしまふのでも格差が生じております民族系企業の体質の強化というものを至急に図らなければ、今後の石油の安定供給構造といふことがあつたわけです。しかし、そのときに民族系がまだ半分に達しておりませんでしたために、相當民族系の方の設備といふものがふえていつた。これが現在共石の精販ギャップの原因にもなつておるわけですが、一応石油危機以後になりますと、まず一番大事なことは石油の安定供給体制を確立しなければならないということを、石油危機以後の政策としても維持していくべきでございます。

○増田政府委員 お答え申し上げます。西ドイツにも日本と同じように民族系、外資系の問題がございまして、それで民族系が日本ほどシェアを占めておりません。ただ、その民族系を育成しなければならないということで、連邦政府がただいま先生からお華げになりましたフェーバーといふ会社に対しまして四〇%の出資をいたしております。これが、ひびが入ると申しますが、非常に問題が生じてしまうということで、今回のよろな構造改善に対する政府の支援体制として、石油開発公团を通じます出資あるいは一部融資というものを行つておきたいとしている次第でございまます。

○岡田(哲)委員 もう時間が来ましたので、最後にちょっと聞いておきたいと思いますのは、西ドイツのフェーバーという会社、これはいわゆる総合企業でございまして、石油以外に電力あるいは石炭、石油化学という、先ほどお話しのようないわゆる総合的な会社になつております。それから、そのフェーバーといふ会社、これはやつておられます会社もこの下部機構になつております。そして、さらにアーネルという、これはいわゆるスタンドを持つております石油販売業者によつて構成されております会社があるわけでございます。

西ドイツにおきます民族系は、フェーバーを中心といたしまして連邦政府から四〇%の出資が出て、これによつて外資系に对抗いたします民族系の育成をやつておるわけでござります。

それで、話が若干飛びますが、こういうことはすでにイギリスにおきましてはBP、イギリスの代表的な石油企業につきましては四八%政府出資になつております。また、フランス石油、CFPにつきましては三五%政府出資、あるいはイタリアはENIが一〇〇%政府出資ということで、日本は政府出資というものは行われておらない。

今回お願いたしておりますものにつきましても、政府出資を通じてコントロールして、そして石油企業を国営化するということでなくて、先ほど申し上げましたように、資金的な支援措置を行うということございます。

そういう意味で、今後の世界におきます石油企業のあり方といふものと、日本における石油産業に対する政策といふものどういうように調整するか、これは非常に問題だと思います。と申しますのは、アメリカは全部私企業でやつておるわけです。ですから、そういう意味で政府出資をする体制が非常によく、私企業体制は弊害があるかといふと、それぞれ一長一短あります。ですから、日本においてはやはり日本の解決策が必要だと思います。こうしたこと、石油開発公団をして、相當国の意思を石油の流通段階あるいは生産段階に入れるということが、今後の日本における石油の安定供給というものにとって非常にプラスになるのか、あるいは問題点があるのか、これは私どももう少し勉強していきたい、こういうふうに考えておりまして、いろいろ検討を続けている段階でございます。

○岡田(哲)委員 時間が参りましたので、これで終わりますが、一番心配をいたしておりましたのは、やはり消費者の立場を考えますと、これは価格の安定の上から見ましても非常に逆行する方向の心配があるという点、それから民族系を中心にしていくのだということですが、さらに低成長、安定成長の道の上に将来を展望した一つの再編成といふものをきちと打ち立てていただきたいというふうなことを強く要望いたしまして、終わりたいと思います。

○渡部恒委員長代理 板川正吾君。

○板川委員 石油開発公団法の一部改正案について質疑をいたします。岡田委員の質疑と若干重複するところもあるかと思いますが、御了承願います。

まず、公団法改正の条文について質疑をいたします。

この公団法の改正で、構造改善事業の事例として、「営業の譲渡し及び譲受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。」こういう改正条文がございますが、「その他の通商産業省令で定める方法により行うもの」この内容はいかなるものであるのか、明らかにされたい。

第二は、本法の対象である石油製品販売業ですが、この石油製品販売業とは、コンビナートリファインナリー、こういう精製業者は石油製品販売業の中に入るのか入らないのか、この点ちょっと疑問がありますから、伺っておきます。

○増田政府委員 まず第一点でございますが、営業の譲り渡し及び譲り受けその他の方法により行う、いわゆる構造改善の中での他の方法は具体的に何かとということについてお答え申し上げますと、これは先ほど申し上げましたが、石油の販売業者におきます合併及び株式の取得をその他の方法と考へておるわけですね。内容的に言いますと、販売部門による集約化事業を出資、融資の対象にいたしておりますわけですが、具体的に言いますと、売業者におきます合併及び株式の取得をその他の方法と考へておるわけですね。内容的に言いますと、販売部門による集約化事業を出資、融資の対象にいたしておりますわけですが、具体的に言いますと、

○板川委員 元売の中と資本的、人的にコンビナートリファインナリーは関連をしていますから、だから直接でなくとも間接的に包含する、こういうふうに考えております。

○板川委員 元売の中と資本的、人的にコンビナートリファインナリーは関連をしていますから、だから直接でなくとも間接的に包含する、こういうふうに理解していいですね。——わかりました。次は、この石油開発公団というのは、主たる目的が石油の海外開発のために設立をされたわけであります。ところが、最近、備蓄原油の融資業務など、あるいは今は今回石油販売業務の構造改善の融資業務などがふえてまいりますが、こうした本来の石油開発公団の事業目的から付帯的な業務が非常にふえてきておる感じがいたしました。

倉八石油開発公團総裁に伺いますが、付帯業務が非常にふえてきて本業の方がおろそかになる可能性はありませんか。

○倉八参考人 お答えいたします。

私が引き受けております開発公團というのは、あくまで開発が主体でございまして、いま御指摘の備蓄とか、あるいは今度構造改善事業を引き受けましても、開発といふことの主体性は私は変わ

なくて、民族系の石油業の再編成がうまくいきますか、どうお考えですか。

○増田政府委員 民族系の企業の集約化が行われますときに、このコンビナートリファインナリーはどこかの元売と一緒になつておりますから、そういう意味では、コンビナートリファインナリーも一緒にになります元売について構造改善が行われる、こういうことでございます。ことに先生よく御存じのように、コンビナートリファインナリーはナフサとC重油を非常に重点的につくつておるわけでございますが、それが元売の集約化が行われますと、その中の製品の販路を見出すことによりまして、コンビナートリファインナリー対策も、いま申し上げました民族系の元売の集約化というものを通じまして現在のいろいろの問題点を解決いたしたいということで、直接的にはございませんが、間接的と申しますか、実質的にはコンビナートリファインナリーの対策を兼ね備えて行いたい、こういうふうに考えております。

○増田政府委員 石油開発公團が昭和四十二年に

発足いたしましたときには、これは海外における石油開発の推進母体ということで、しかもみずから石油開発を行なうということではなくて、石油開発を行ないます民間企業に対して出資、融資を通じてこれを推進する、こういうことで発足いたしましたが、その後いろいろ石油開発公團の改正をお願いいたしまして、何回かの改正で海外の開発事業あるいは日本周辺の大陸だなの開発事業その他に広がつたわけでございますが、それによれば、これでござります。その後いろいろ石油開発公團の業務を臨時業務として附則に追加いたすということが先般行なれ、また、今般お願いいたしておられますのは、石油構造改善のための出資、融資の業務を追加するということをございます。

ただ、いま倉八石油開発公團総裁からお話をございましたように、石油開発公團の任務は石油資源の開発というものが本務でございまして、備蓄の出融資の業務を行つてもらう、こういうことでござります。また、今回の構造改善のための出資金も、これが成果を挙げたときにはこの業務は消える、こういうことになつております。

ただ、いま先生からお尋ねがございましたように、石油開発公團をもつと石油の部面でさらに大き

きな活動をする、つまり、先ほど言われましたように、ENIとかあるいは他の外国の機関があるわけですが、石油開発にだけ限らないで、むしろ石油公団として石油政策の一端を担う一つの政府機関にすべきではないかという議論がいろいろ行われております。

たとえて言いますと、一つの手近な例といたしましては、DDあるいはGNGで産油国と直接の取引が行われる、原油の受け入れとして石油開発公団を使いまして、そこで一括購入をして国内で配分をする。これを行いますと、政策的に輸入といふものを行うための機関ができるわけですから、たとえばある地域との間に政府間の取り決めを行えば、それを石油開発公団が一括して入れるというような構想もございます。

この構想につきましては、現在私の方がいろいろ検討をいたしているために、先ほども、石油開発公団のあり方、石油政策の全般でどういうよう開発公団を使いまして一括購入をして、それをプロラタか何かで精製の方へ引き取らせるという政策が果たして長続きがし、現実に効果があるかどうかにつきまして、私どもやはりもう少し慎重に検討いたしたいということで、石油開発公団の業務につきましてはいろいろの面で検討はいたしておりますが、まだ結論は出ておらないというのがただいまの段階でございます。

○板川委員 石油精製販売業の構造改善を必要とする事情、これをひとつ御説明願いたい。

○増田政府委員 お答えいたします。  
石油がいかに重要かということにつきましては、ここで私が改めて申し上げる必要はないと思いますが、石油が国民生活、國民經濟の基礎物資であるにもかかわらず、石油を供給いたしております産業というのが非常に弱い、また非常にいろいろな問題を含んでおるという点にこの構造改善を必要とする理由があるわけでございますが、じやなぜ弱くて問題を含んでいるかということに

つきましては、一つには、外資系と民族系と二つのグループから成つておるという点につきまして、これは問題がないときは非常に順調にいくわけですが、何がありますとそこにいろいろなそこが出てくるおそれがあるという点が一つあります。それからもう一つは、石油企業といふものが世界各國に比べまして非常に過当競争体质になつていて、企業の数も非常に多いわけでございます。よく例に挙げられますように、ガソリンの販売合戦とかいろいろな問題が行われておるわけです。

それで、消費者の立場に立ちまして、短期的に百円以下のガソリンがあるということは非常に有利のようですが、これにつきましては、たとえばそれに対抗するために粗悪品のガソリンが出てくるとか、あるいはガソリンスタンンド企業が経営が成り立ちがたいためにそこでいろいろな理が行われるということで、業界として安定的な秩序の維持と、いうものが非常にむずかしくなつておるという点がございます。

それで、今回構造改善をせひととやらなければならぬということで申し上げておりますのは、先ほどから申し上げておられるように、民族系と外資系との間の格差が非常に広がってきておる。これはいろいろな理由がございますが、それが回復しがたいような状況になりつつある。結局、一つの価格が決まりますと、それは外資系の企業、全部とは申しませんが、一部の企業にとっては非常に大きな利益になる。しかし、民族系の企業にとってはまだそれでも赤字という形になつておるわけですが、これは外資系の企業、全部百三十九億の赤字、外資系が百十六億の黒字。それから四十九年下期になりますと両方とも赤字になつております。それから五十年の上期につきまして五百九十九億。それから四十九年の上期、民族系が三百四十三億、外資系はこれは黒字でございますが、民族系の方は七百三十三億の赤字、外資系が四十九億の赤字といふことになつております。それから五十年の上期につきまして五百八十五億の赤字、外資系が四十三億の赤字といふことがあります。

大体以上申し上げましたが、これは個々の会社につきましてはもういろいろ問題が出てきております。たとえば民族系の会社の中ですでに七社がいわゆる債務超過になつておりまして、資本金を超える累積赤字というものが累積されておるわけございます。これも公表されておりますから名前を申し上げていいわけでございますが、た

す。私どもは、外資系企業が悪いとか、それから外資系企業を、この際日本の石油産業からシニアを少なくしようという気持ちはございません。ただ、やはり五〇、五〇という形を維持するというのが現在の世界の石油情勢の中で最もいい形だと思つておりますが、それが維持できなくなつてきているところに問題があるわけでございます。

○板川委員 この構造改善事業がもし仮に進まないということになれば、民族系の石油企業が一部崩壊するおそれもある。こうしたことから再編成構想というものが生まれてきたと思います。

そこで、伺いますが、最近、民族系企業の収支状況はどういう状況でありますか。従来までの赤字の状況それから今回標準価格が実施され、価格がある程度回復をしてきておるわけであります。ですが、その結果はどういう状態でありますか、伺つておきます。

○増田政府委員 経常利益で合計だけを民族系と外資系について申し上げたいと思いますが、四十八年度の下期、これは石油危機が十月に起りまして、その後価格を政府が抑えたという影響が出ておるわけでございますので、それから申し上げますと、四十八年の下期の民族系の赤字の合計が百四十三億、外資系はこれは黒字でございますが、これが五十九億。それから四十九年の上期、民族系が三百三十九億の赤字、外資系が百十六億の黒字。それから四十九年下期になりますと両方とも赤字になつております。それから五十年の上期につきまして五百八十五億の赤字、外資系が四十三億の赤字といふことがあります。

とえば丸善石油、東亜石油、アジア共石、富士興産、その他、これが全部債務超過になつております。債務超過になりますと、銀行の方の融資もいろいろ問題が生じてくる。

それから、先ほど先生からお尋ねのありました標準価格によりまして相当一息ついたという形になつておりますが、標準価格を計算いたしましたときには日本におきます精製企業の平均価格をとるという計算をしておりますから、結果的には外資系にとつては若干黒字の余裕がある、しかし民族系の中の何社かはこの標準価格に達してまだ赤字が残る、こういう価格であったわけでございます。そうなりますと、標準価格が達成いたしましても一部企業にはやはり赤字が残るおそれがあるわけでございますし、いわんや先ほど申し上げました累積赤字は消せないという形でございますので、標準価格で若干小康状態を石油業界は得ておりますが、しかし、基本的には問題は解決されてない。やはり構造改善をやらなければ問題は解決されないという事態にあるわけでございます。

○板川委員 新聞報道によりますと、外資系のエッソ、モービル両社は五十年一月一十二月、五十年暦年の決算で史上最高の黒字を出しておる、こういう報道があります。経常利益でモービルが八十四億円、エッソが八十億円の黒字である、しかもそれは前年に比較いたしまして数倍、モービルのごときは三・九倍、こういう利益を上げておるという報道がございます。昨年一年間には民族系の赤字が膨大な数字に上つておるというときにエッソ、モービルのようなメジャー系が史上最高の黒字を出すということは一体いかなる事情があるのか、どういう結果によって、このように一方においては民族系が大赤字を出しており、外資系は史上空前の利益を上げておるのか。いまのお話では、外資系も赤字のように言いましたが、この二社が特に史上空前の黒字を出しておるというのは、どういう関係でしよう。

○増田政府委員 外資系と民族系の収支の状況

に、片方は非常に暗い、片方は史上空前という決算を発表するというふうに、明暗が非常に分かれおるわけでございますが、しかし、外資系の中にも、たとえばシェルグループなどは相当大幅な赤字が出ておりますので、外資系が全部いいといふわけではございません。エッソ、モービルにつきましては、先ほど先生がおっしゃられましたように、エッソは五十年の決算では経常利益八十七億、モービルが八十三億、これはその前年がエッソが三十八億、モービルが十九億でございますので、非常に大幅に黒字がふえたということをございます。

これらにつきましての原因、つまり外資系と民族系との差がどこに生じておるかということについて、私どもも聞き取りをやりましたり、いろいろ調査しておりますが、從来言われておりますように、原油の価格が非常に差があつて、メジャーが提供する価格が二重価格のために、民族系は高いものを買い外資系は安いものを持つてゐるという価格差につきましては、むしろこれはほとんど存在してしない、あるいは從来あつたものが民族系からも非常にこれに対応して抗議をすることによって、ほぼ価格差が縮まつたというふうに私どもは思つております。ただ、取引の価格以外に、たとえばエーザンスについて相当長期になつておるとか、あるいは原油購入価格について特別な融資が行われている、その金利が安いという差が若干原油価格にはね返るという点があると思ひます。

それから、民族系と外資系との間に非常に価格差が生ずる大きな原因是、ガソリンの販売につきまして、外資系がむしろ非常に大きなシェアを占め、民族系が少ないという点にあるかと思ひます。現在の価格がガソリンがわりあいに有利になつておるが、外資系が値上がりしたのに伴つて値上がりがなかなかできない点から、ガソリンが比較的有利になつて

いる。そうすると、ガソリンを多く扱つておられます外資系、先ほどのエッソ、モービルにつきましては、ガソリン比率が非常に大きいところにこの赤字が出ておりますので、外資系が全部いいといふわけではありません。エッソ、モービルにつきましては、先ほど先生がおっしゃられましたように、エッソは五十年の決算では経常利益八十七億、モービルが八十三億、これはその前年がエッソが三十八億、モービルが十九億でございますので、非常に大幅に黒字がふえたということをございます。

それからまた、外資系と民族系の差には、民族系との間に格差が生じたというふうに私どもは考えております。

○板川委員 エッソ、モービルについては、いまおっしゃられたように、ガソリンの比率が一般が一二、三%であるのに対してモービルが二二%。

○板川委員 エッソ、モービルについても、いまおっしゃられたように、ガソリンの負担、販売費、管理費が非常に安い、こういうことが言われておりますね。これは差別をしろと言うわけじゃないのですが、特に最近、乗用車の比率が非常に高まつてくると、シロモノというガソリンの要求が強くなるのですね。ですから、このガソリン精製の比率を高くしない限りは、民族系はどうやつても追いつかなければなりません。この辺のバランスを図る調整といいますか、これはいまの石油政策の中で不可能でしようか、その点を伺つておきた

い。

○増田政府委員 このガソリンのシェアを民族系の方に広げて、それによつて収支を直すというのも一つの方法かと思いますが、ただ、現実にはガソリンに対する販売力が民族系は非常に弱くて、外資系が強い。つまり從来からの特約店の組織あるいはガソリンスタンダードの組織というものが外

資系は強くて、それで民族系はむしろ、産業に石油製品を納めるたとえC重油を鉄鋼会社とかセメントに納める、ナフサを石油化学に納めるとい

ういう意味からいいますと、むしろガソリンを販売するだけです。これが現在のような価格になりますと、この収支に差が出てくるわけでございますが、それが

昭和五十年末におきます外資系と民族系とのシェアについて申し上げますが、まず精製能力、これは設備で申し上げますと、民族系が四九・五%，外資系が五〇・五%，外資系の方がやや設備能力が多いわけでございますが、ほぼ等しいといふことござります。

次に、販売シェアについて申し上げますと、民族系が四六%，外資系が五四%，これは販売実績から出ました販売シェアでございますから、外資系の方が五〇・五%の設備を持つて五四%の油を

販賣するだけです。これが現在のようないわゆる価格体系といふものを直す方が民族系に対する救済策ではないかというふうに言われておることにもなるわけでござります。

おりますし、また、ガソリンの絶対量をふやすということになりますと、これはガソリン市場といふのは非常に崩れやすい市場でございます。ことに七月一日からガソリン税の増徴もありますし、これを数量をふやすことによって簡単に解決できません。

それからまた、外資系と民族系の差には、民族系の設備がわりあいに新しいということから、それを償却あるいは金利負担というものが出ております。

○板川委員 エッソ、モービルが二二%、

○板川委員 エッソ、モービルについては、いまおっしゃられたように、ガソリンの比率が一般が

一二、三%であるのに対してモービルが二二%。

○板川委員 エッソ、モービルについても、いまおっしゃられたように、ガソリンの負担、販売費、管

理費が非常に安い、こういうことが言われておりますね。これは差別をしろと言うわけじゃないのですが、特に最近、乗用車の比率が非常に高まつてくると、シロモノというガソリンの要求が強くなるのですね。ですから、このガソリン精製の比

率を高くしない限りは、民族系はどうやつても追いつかなければなりません。この辺のバランスを図る調整といいますか、これはいまの石油政策の中で不可能でしようか、その点を伺つておきた

い。

○増田政府委員 このガソリンのシェアを民族系の方に広げて、それによつて収支を直すといふのも一つの方法かと思いますが、ただ、現実にはガソリンに対する販売力が民族系は非常に弱くて、外資系が強い。つまり從来からの特約店の組織あるいはガソリンスタンダードの組織というものが外

資系は強くて、それで民族系はむしろ、産業に石油製品を納めるたとえC重油を鉄鋼会社とかセメントに納める、ナフサを石油化学に納めるといふことござります。

現在、外資系と民族系のシェアの比率はどの程度になつておりますか、それを承りたいと思いま

す。

○増田政府委員 お答えいたします。

昭和五十年末におきます外資系と民族系とのシェアについて申し上げますが、まず精製能力、これは設備で申し上げますと、民族系が四九・五%，外資系が五四%，これは販売実績から出ました販売シェアでございますから、外資系の方が五〇・五%の設備を持つて五四%の油を

販賣するだけです。これが現在のようないわゆる価格体系といふものを直す方が民族系に対する救済策ではないかというふうに言われておることにもなるわけでござります。

○板川委員 先ほどから再三話がありましたが、それで聞いて聞く必要もないと思ひますが、このメジャー系の位置づけというのを、将来、民族系と半々ぐらいの位置で置いていくこ、メジャー系をずっと抑えて民族系を拡大していくといふ意思是ない、こういうふうなことをおっしゃられておりますが、そう解してよろしかどうか。

○増田政府委員 そのとおりでございます。やはり世界におきますメジャーの石油の獲得力、また石油産業に対する行政指導につきましては、外資系と民族系に対する差別待遇、あるいは外資系を抑えて民族系を無理して引き上げるという政策は、原則としてとらないということで從来からやっております。

それからまた、私どもの方の石油政策あるいは石油産業に対する行政指導につきましては、外資系と民族系に対する差別待遇、あるいは外資系を抑えて民族系を無理して引き上げるという政策は、原則としてとらないということで從来からやっております。

そういう意味からいいますと、いまのガソリン問題につきましては、むしろガソリンとほかの石油製品との価格のアンバランスが是正されるといふことが問題解決に近いのではないか、こういうふうに思つております。

そういう意味からいいますと、いまのガソリン問題につきましては、むしろガソリンとほかの石油製品との価格のアンバランスが是正されるといふことが問題解決に近いのではないか、こういうふうに思つております。

○板川委員 わかりました。

いままでの質問で、石油業の再編成を促進しようと本法案の改正のねらいというのは、次のようなことがありますと理解してよろしいかという点であります、民族系の企業が、このまま放置する

と外資系との経営格差はますます拡大をする、民族系は自立不可能となるおそれがある。民族系がもしもぶれる、あるいは外資系の傘下に入る、

こういうことになれば、メジャーを中心とする外資系が市場を独占する。これはわが国の経済の安全保障の上からも好ましくはない。またそちらであります、民族系の企業が、このまま放置する

と外資系との経営格差はますます拡大をする、民族系は自立不可能となるおそれがある。民族系がもしもぶれる、あるいは外資系の傘下に入る、

こういうことになれば、メジャーを中心とする外資系が市場を独占する。これはわが国の経済の安

全保障の上からも好ましくはない。またそちらであります、民族系の企業が、このまま放置する

と外資系との経営格差はますます拡大をする、民族系は自立不可能となるおそれがある。民族系がもしもぶれる、あるいは外資系の傘下に入る、

こういうことになれば、メジャーを中心とする外資系が市場を独占する。これはわが国の経済の安

ういうふうな意図から行われようとしているのだ  
というふうに理解してよろしいかどうか。

○増田政府委員 気持ちとしてはいま先生のおっしゃられましたことで考えておりますが、ただ、

松方石油のようなああいうやり方をジャーがいままの世の中でやるとは思っておりません。また、現在日本へ来ております外資系あるいは外資を受けております日本の会社のビヘービアと申しますか、行動は、これは非難されるべきものはそうな

いと思います。また、民族系と比べて外資系の方がけしからぬというふうには私ども思つております。ただ、先生がおっしゃられましたように、最終きりぎりのときの、つまり経済安全保障問題になつたとき、民族系を持たない国というの非常に危険ではないかというふうに私どもは思つております。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。  
○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

○板川委員 松方石油の例は当面は考えられませんが、石油危機のようなぎりぎりの決着の場合には、将来ないとほ言えない考え方だらうと私は思

います。

対的な考え方ですか、それとも弾力性を持つ考え方ですか。

○増田政府委員 これは彈力的に考えていきたい

と思います。

○板川委員 私は、本法のねらいである合併、買

収よりも、いま石油企業間で行われておる業務提

携という内容を促進させる方がまず先決ではない

だらうか、という感じを持っておるのであります。合併、

買収というあり方は、確かに効率的な構造改善の

近道ではあります。しかし、それを取り決める各

社の重役は、自身の存在に関する問題でもあります

すし、従業員も待遇上の差があつて、一足飛びに

行うことは期待してもなかなか困難なものがたく

さんあります。ですから結婚と同じで、合併、

買収というのは簡単にやり直しがきかない性質の

ものだ。それならば見合い後の交際期間のように、

まず企業相互の業務提携を促進することの方が必

要じやないだらうか、こう考えますが、この点は

どうお考えですか。

○増田政府委員 私自身も、ただいま板川先生の

おっしゃられましたとおりが正しいと思っております。一挙に合併その他の持つていくことにつきましても、これはいろいろな前提条件があります。

○増田政府委員 再編成の青図と申しますが、今

後の方でございますが、これは昨年の十二月の

総合エネルギー調査会の石油部会の答申に掲げら

れておりますように、民族系を二ないし三のグ

ループに終局的には持つていくことなどをござ

ります。ただ、これも先ほど岡田先生に御答弁申

し上げましたときに触れましたように、直ちに二

ないし三のグループに集約化して合併をやらせる

ということではございませんで、やはり事業提携

とかいろいろな形を通じまして徐々に持つていく

ということになると思ひます。しかし、方向とい

たしましてはそれに向かつて一步一步進めてい

く、そして現実的に処理していく、こういうふうに考えております。

○板川委員 二ないし三のグループといふのは絶

度中に百億円どうしても出資で出さなければならぬという性格のものではございません。先ほどから申し上げておりますように、今後集約化が行われ、構造改善が行われるのに対しまして政府としての姿勢を示し、またその必要があつたときにはいつでも援助ができるという体制を整えるということでございます。そういう意味で、先ほど先生がおっしゃられましたように、一挙に合併といふことは問題点がある場合はやるべきではないといふことに於いては、私どももそのとおりだと思いますが、また、じみちいろいろな手段、つまり

がおっしゃられましたように、一挙に合併といふことは問題点がある場合はやるべきではないといふことに於いては、私どももそのとおりだと思いますが、この量があえますと、共同して分解装置を

どこかの精製所につくらなければならぬというのにはむずかしい。限界があります。現在、四〇%生だきにし、六〇%精製されておりま

すが、この量があえますと、共同して分解装置をどこかの精製所につくらなければならぬといふことは問題点がある場合はやるべきではないといふことに於いては、私どももそのとおりだと思いますが、この量があえますと、共同して分解装置を

どこかの精製所につくらなければならぬといふことは問題点がある場合はやるべきではないといふことに於いては、私どももそのとおりだと思いますが、この量があえますと、共同して分解装置を

で、これは分解装置をつくらなければ大量に使用するというのにはむずかしい。限界があります。現在、四〇%生だきにし、六〇%精製されておりま

すが、この量があえますと、共同して分解装置をどこかの施設を共同で利用する。各施設につくる

と、この量があえますと、共同して分解装置を

どこかの施設を共同で利用する。各施設につくる

で、これは重複輸送でコストを押し上げているのだ。A社

は京浜地区の工場で作ったガソリンを中京地区に送り、B社は伊勢湾岸の精製工場で作ったガソリンを京浜に運ぶ。それらを積んだ内航タンカーが遠州灘沖ですれ違うといった具合である。」というような書き出しで石崎論文があるわけあります。

この業務提携による交錯輸送については、現在バーチャルジョイント制度があつて、バーチャルジョイントで伝票操作して、たとえばある精製工場が長期の修理に入るとか突然の事故に遭ったとかいう場合にはお互いに伝票で融通し合っているわけですね、バーチャルジョイントをやっているわけですから。こういうものをもつと機能的に働かせるならば、交錯輸送のメリットを相当上げることができるのじゃないのだろうか。石油企業の合併なり再編成なりといふのは、確かにそれは一つの目標であつていいが、当面、こういう交錯輸送の解消に通産省はもつと行政的な指導を発揮すべきぢやないかと思いますが、いかがですか。

#### ○増田政府委員

現在、石油の元売が非常に多いために、結局その製品が交錯輸送になり、非常にむだになつておる、この石崎さんの論文は私も読みまして、非常に教えられるところが多くたわがございますが、現在のような体制といふことですと、やはり自分の製品を関東にも売らなければならぬ、あるいは関西にもといふことで、いまのような交錯輸送が行われているというのが現状です。これは資源のむだであるのみならず、先生のおっしゃられましたように、いろいろな意味で弊害も生ずるわけでござります。そういう意味で、業務提携その他で交錯輸送ができるだけ減らすということを私どもは考えております。

〔渡部(恒)委員長代理退席 委員長着席〕

現実にいま新聞なんかにも出でております、たとえば三井石油と大協石油の相互の業務提携、これは相互で製品を融通し合うということで近く正式契約になる予定でございます。これは、御存じのようになります。これは、御存じのように大協石油は四日市にしか工場がない、そして三井はまた名古屋近辺に工場がありませんで水

島と川崎にあるということと、両方が相互に融通し合いますとこの交錯輸送がなくなるわけでござります。そういう意味で、業務提携を通じて交錯輸送を削減するということにつきまして、私どももできるだけ推進したいと思っております。

この業務提携ということによって交錯輸送が相

当なくなつていくわけですが、私は、やはり最終的には集約化が行われて、そして一つのグループの中で交錯輸送を整理するということが必要だと思つております。そういう意味で、先ほどから申しております民族系企業の二ないし三グループの集約化、これは相当遠い将来、それまでは業務提携その他でやりますが、そういうことをやればこの交錯輸送の問題も解決されると思ひますし、また先ほど先生から御指摘のありました、たとえば中国石油も入れて処理するための重質油分解装置、これはいまの各精製会社ではなかなか設けられない。共同して設けなければならない。共同して設けるときには、先ほど御答弁申し上げました

ように開銀資金でやるということをございますが、しかし、さらにこの集約化が進めば、当然そこで各グループごとに重質油分解装置を設けても、これは採算に合わないでござります。そういう意味で、これらの問題を解決するために将来構造改善を行ふ、そしてそのため政府が支援するという体制が必要だといふふうに思つております。

〔委員長退席 安田委員長代理着席〕

そういう中で、通産大臣は、再編成は必ずしも急ぐわけじゃない、こういふ消極的な発言をすればさらにつがりやすい状態が生まれる、だから再編成はぜひ進めたいた、こういふうに答弁したと思ってよろしいですか。

○増田政府委員 そのとおりでござります。この

ところの法案とは実はどういう関係を持つのでしょうか。自民党内の動きについてひとつ、わかつた

うか。

○河本国務大臣 昨年の秋、石油業界がOPECに悪化をしておる。すでに形式上二千億の赤字が負担しなければならぬので、こういう状態ではとても経営がもたない、何とか現在の危機を開拓するよう通産省の方も配慮してもらいたい、こう

いう要請があつたわけであります。私も実情を調べてみましたがところ、日本のエネルギーに一番大切な石油の経営状態が非常に悪化しておるということが判明をいたしましたので、それじゃひとつ全力を挙げ、あらゆる方法で経営の立て直しということに対しても手伝いをいたします、ただししかし、石油業界においてもやはり自

主的な体质強化のためのいろいろな工夫、努力と

いうものをこの際やつてもらいたい、事が起ころ

たびに通産省へいろいろなことを持ち込まれるの

もいかがかと思つて、ひとつこの際、自主的努

力を要請したい、こういふことを言いましたとこ

ろ、よくわかった、そういう方向で自分たちも必

ず努力をする、そういうことで、一連の石油企業

の経営を強化するための対策を、御案内のように

いきましたとして、関係方面の御了解をいた

だきましたとして、当面の危機状態は解決できたと思ひます。

幸いにいたしまして、関係方面の御了解をいた

だきましたとして、当面の危機状態は解決できたと思ひます。

経営は、標準価格制度の浸透等によりまして

著しく改善されたわけでござります。昨年の秋の

ような危機状態ではなくなつた。そういう意味で、

一刻一秒を争つておりました体质強化ということ

も若干の仕上げに時間的な余裕ができた、こう

いう判断が一つと、そこへもつてきまして、自民

党の方で、石油問題は非常に大事であるから、一

回党としても根本的に検討したいというので、大

型の調査会がスタートしたわけでございます。

そういう諸般の事情を判断をいたしまして、通産省といたしましても、秋ごろには自民党の石油問題についてのおよその見通しがつくであろう。

こういうことでござりますので、その判断を待つて最終の決断を下したいというのが現時点の状態でございます。

なお、これにつきまして一、三の御質問がはかにございましたので、その点につきましては長官から答弁をさせます。

○板川委員 そうしますとちょっと気になるのですが、この法律が通つても、再編成が動き出すのは、この秋に自民党の結論が出ないうちはこの法律は動かないということですか。そうなら、別にこれはあわてて通すことはないのですが、この点、自民党的十一月ごろ出すという結論との法律との関係はどうなんですか。

○河本国務大臣 自民党的いろいろ検討は検討をいたしまして、石油業界の体質強化ということは、これはどうしてもやらなければならぬことだとと思うのです。しかもそれは、党的指導とか政府の指導とかいうことで今回はやらない方がよろしい、むしろ業界の自主的な判断でやらなければ効果は上がらない、こういう考え方でございます。したがいまして、そういう動きは動きをいたしまして、その間、業界の自主的な判断が進んでいきますながらない、こういう意味で今回の法律案ができるだけ早く御審議をお願いしたい、こう考へておるわけでございます。

○板川委員 わかりました。自民党的結論と関係なくこの法律を通して、そして業者の自主的な動きによればこの法律は働きますということですね。自民党が結論を出さないうちは法律は通つても働くかないといふのなら意味がない、実はこう思つたわけです。最後に、中国原油の輸入問題について一言大臣伺いたいと思

うのです。

昨年は八百万トンの輸入の実績がありました。ところが、五十一年度、ことしは六百万トンしか入らない、こういう報道があります。実は私ども

は、中国原油を年々拡大輸入することは、日中友好の上から言つても、またアジアの平和の上から言つても必要な政策だと思う。大臣もその点は中國にみずから行かれたり、あるいは担当者を派遣したりして熱意を持っておると思うのですが、どうも最近中国原油が停滞ぎみだというのは、どこに原因があるのでしよう。中国側の政変に原因があるのかわが方に熱意がないのか、どういう点にあるのか伺います。

○河本国務大臣 基本的な中国原油に対する考え方としては、いまの御意見と全く同意見でございます。

ことしの一月から三月までの輸入量が、昨年の月別の輸入量に比べまして相当減りました。そこで、昭和五十一年度の契約ができましたのは三月末でござりますので、すでに三カ月経過いたしまして、過去三カ月間に相当輸入量が実績として減つておりますので、ことしの分を六百万トンないし八百万トン、こういうような協定になつたといふふうに承知をしております。でありますから、四月以降の輸入量は昨年より決して減ることはない、こういうふうに私ども考えておるわけでござります。

なぜ一月から三月までにこちらの希望よりも減つたかということについていろいろ聞いてみたわけであります。先方の説明は、現在中国は石炭を中心のエネルギーとしておるけれども、石炭の増産がなかなか思うようにいかない、しかも國

内産業建設がどんどん進んでエネルギー需要といふものがふえていて、石炭で賄うことができない。自民党が結論を出さないうちは法律は通つないので勢い重油をその方に回すということになつたので、海外に対する輸出の余力と、いうものが減つたわけだ、こういう説明でございました。決してこれまでの経済政策や貿易政策が変わったわけではない、こういう話でございますし、基本

的に貿易政策や外交政策あるいは経済政策が変わったのではないということにつきましては、先般英國の外務大臣も中国を経由いたしまして日本に来ましたが、そのときもそういう御意見でございましたし、また日銀総裁の森永さんも先般約十日余り中国に行かれまして、各方面と接触をせられたようあります。でも国内の需

求量が激増したということが最大の理由であったと思います。

また、日本といたしましても、現在重質油を大量に消化できる状態ではございませんので、六百万吨ないし八百万トンといふことの数量といふものは日本側にとつても大体妥当な数量であろう、こういうふうに理解をしております。

○板川委員 時間がありませんので、これで終わりますが、中国原油を年々拡大輸入するという方向に努力してもらいたいと思うのです。そのために、先ほど言ったような分解装置の共同設置といふような問題も、国内として解決しなければならないものもあるうと思ひます。前向きに取り組んでもらいたいと思うのです。

特に大臣は三木派の総帥ですから、中国要人が入った話として私は一言申し上げておきたいのですが、三木総理は、田中前首相よりも中国に友好親善的な発言をややしておいた、総理になる前の副総理時代ですね、ところが、いざ総理になつたら日中問題は一步も進まない、これは結局決断がないからではないだろうか、期待に反する、こういうふうな考え方方が中国人の中にあるそなうあります。ぜひひとつ中国に対する前向きの態度を、石油の輸入拡大といふ方向を態度で示すように努力してもらいたいということを要望して、私の質問を終わります。

○安田委員長代理 午後二時から委員会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後二時五分開議

○武藤(嘉)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○神崎委員 今回の改正案は、公團のこれまでの業務に、民族系を中心とした石油元売企業の集約化に対して出資、融資する業務を加えるというも

のであります。そこで、民族系企業の再編、いわゆる集約化の必要性についてまずお伺いをいたします。

○増田政府委員 お答え申し上げます。

民族系企業につきましては、最近の経営状況その他を見ますと、石油業界の中にあります外資系の企業に比較いたしまして非常に経理状況が悪いという実情にござります。これはいろいろな原因が重なって出てきておると思いますが、しかし結果的には一部の外資系企業は非常に黒字となりますが、中国原油を年々拡大輸入するという方針で、昭和五十一年度の契約ができましたのは三月末でござりますので、すでに三カ月経過いたしまして、過去三カ月間に相当輸入量が実績として減つておりますので、ことしの分を六百万トンないし八百万トン、こういうような協定になつたといふふうに承知をしております。でありますから、四月以降の輸入量は昨年より決して減ることはない、こういうふうに私ども考えておるわけでござります。

なぜ一月から三月までにこちらの希望よりも減つたかということについていろいろ聞いてみたわけであります。先方の説明は、現在中国は石炭を中心のエネルギーとしておるけれども、石炭の増産がなかなか思うようにいかない、しかも國内産業建設がどんどん進んでエネルギー需要といふものがふえていて、石炭で賄うことができない。自民党が結論を出さないうちは法律は通つないので勢い重油をその方に回すということになつたので、海外に対する輸出の余力と、いうものが減つたわけだ、こういう説明でございました。決してこれまでの経済政策や貿易政策が変わったわけではない、こういう話でございますし、基本

として経営状況が悪化いたしております原因につきましては、外資系企業が外資系企業と比べてどこが違うのか、この点の違いを教えていただきたい。

○増田政府委員 民族系企業が外資系企業と比べて經營状況が悪化いたしております原因につきましては、外資系企業が外資系企業と比べてどこが違うのか、この点の違いを教えていただきたい。

きましては、一つには、石油危機のときから昨年の初めぐらいまでの間に若干原油の価格に差があつたわけでございまして、外資系企業が日本で輸入いたしております原油の価格と、それから民族系企業が輸入しております原油の価格と比較いたしまして、「二重価格になつておりますし、差があつたわけでございます。これにつきましては大体五十年の初め、つまり一年半ぐらい前からこの問題はほぼ解消されておりますが、ただその間、二重価格によります経営の差というのがございまして、その影響がまだ現在も残つておるということは言えるかと思います。

それからまた、現在の原油価格につきましては、いま申し上げましたようにほとんど同じ価格になつておりますが、ただ取引条件、たとえばユーチュンスをどうするとか、あるいは原油の購入のための特別の融資を受けていたときの金利がどうなつておるとかいうことで、そういうことからそれがね返つて原油価格について結果的に差が出ているというのは現在も残つておるわけでござります。

それから、最も大きな原因と申しますのは、從来から外資系企業がガソリンの販売に強く、それから民族系の企業は、むしろ日本の中にある産業、製鉄とかセメントその他の企業に対しまして「C」重油とか、あるいは石油化学に対してナフサを供給するということで、産業の方に営業が主力を向けておつたという点がございます。現在の石油製品価格といふものがガソリンについてはわりあいに有利な価格になつております、それからいま申し上げましたナフサとか「C」重油につきましては産業が停滯いたしましたためにその価格が低いという点から、ガソリンをたくさん扱つております外資系の企業の収益率がよくなつておるという点が出てきています。

それから、最後にもう一点申し上げますと、民族系の企業の中には相当新しい設備がございまして、これがまだ償却が相当行われなければならぬ。ですから、その償却があるいはこれを建

設するために借り入れました設備資金の金利の支払いというのが相当かさんでおるということで、支払い金利の額を比較いたしますと民族系企業の支払い金利が相当多いという点がございます。

そういうようないろいろな点が重なり合いまして、現在民族系企業の方は非常に苦境にあり、外資系の企業は、全部とは申しませんが、一部の企業は相当いい収益になつておるということと、同じ石油産業でありながら格差が生じておるというのが現状でございます。

○神崎委員 民族系は高利潤のガソリンの生産比率が低いということ等が理由になつておるが、供給されている原油の購入条件そのものに格差がついているのではないか。増田長官から、昨年の三月二十五日の本委員会で、「メジャーは、現在はいわゆる系列と非系列との間にほとんど差を設けてない」ととえエクソンは「民族系」というわゆる非系列の会社とそれから系列会社とは全く同じ価格で最近は供給しておる」こういう答弁をいたしておるのですが、この見解は今日も変わりはないのか、いまの御答弁との間には矛盾がないのか、この点をお聞きしたい。

○増田政府委員 昨年の三月に当委員会で原油価格についての御質問がありましたときに、昨年の三月現在の状況について御答弁申し上げたわけですが、大体外資系と民族系に対する価格の差別がなくなつておりますということで、だいたい神崎先生のおつしやられたとおりのお答えを申し上げたわけでございます。

それで、先ほどもお答えいたしましたように、大体五十年の初めころにこういう「二重価格」というものが解消されたわけでございまして、それまで若干あつたわけござります。これにつきましては、私どもの方からも価格差といふものについて、外資系の企業に注意をとりましたし、また、民族系の企業に対しまして、外資系と差があるからこそがまだ償却が相当行われなければならぬ。これがまだ償却が相当行われなければならぬ。ですから、その償却があるいはこれを建

います。

それから、いま先生から挙げられましたエクソンにつきましては、これはほとんど二重価格がそのときの以前にもなかつたわけですが、エクソン以外の会社には四十九年を通じては若干あつたというのが事実でございます。

○神崎委員 それは、具体的な実例を挙げながり質問を続けていただきたいと思うのですが、長官がエクソンが、いまガソリン販賣のやり方で問題になつておるということを御存じかどうか。エクソンの一〇〇%子会社であるエッソ・スタンダード石油は、増販のため多額の報奨金を裏金として出している。ことしの二月、エッソの仙台支店は、年間のガソリンの増販量百キロリットル以上販売したがガソリンスタンドには、ハワイ旅行に行かせるなど、みリベートを出すとか、さらに一月から四月の間のガソリンを中心とした販売目標達成したスタンドには、ハワイ旅行と宝島旅行などを合わせて二百十二万円のやみリベートを与えるなど、こういう文書を特約店、販売店に出して、三百六十五日間売りまくれば、こういう増販に駆り立てる。

一方では、通産者の旗振りで価格を引き上げておきながら、他方では裏金をばらまくという非常にあくどい商法である。しかも、エッソは五十年度で八十八億円の経常利益を上げ、エッソ、モービル系の精製販売三社の利益は二百六十八億円にも上っている。政府が民族系企業は大赤字だと言つておつたときには、このようなことができるの、單にガソリンの生産比率が高いということだけではなく、メジャー系企業としての原油の購入条件そのものに優位さがあるのではないか。こういうような出来事についての問題と行政指導、あるいはいま挙げたような問題点について、ひとつきわめて具体的に、私が納得できるような答弁を求めるたいと思う。

○増田政府委員 外資系の一部、いま先生からエクソン、日本はエッソでございますが、そのガソ

リベートとかあるいは報奨金その他で無理な販売を行つておるのじゃないかという御質問でござりますが、私はいまのような事実は聞いておりません。

ただ、一部には外資系の企業がガソリンの販売について相当強力な措置をとつて、従来の実績部長を通じましてエッソの方に、そういう事実があるかどうか、それからもし事実があればガソリンの過当競争というものをやめてもらいたいといふ申し入れをいたしております。

そういうことから、私の方は現在はそういうことは改まつておるもの、あるいはそういう事実はないのじゃないかと思っておりますが、だいたいまの御指摘でございますので、なお実態をよく調べまして、もしそういうようなことがありましたら、十分注意をするようにしてもらいたいと思います。

○神崎委員 いつものことなんだが、もしもそういうことがありますしたら、どうぞお聞きください。それは、答弁としてはそういう言い方をしなければならないのでしょうかが、この公の場所の責任ある質問で、そうでないようなことを質問はしない。それによって行政措置その他をやってもらいたい。うであることを指摘して、事実のあることの具体的な事例を握つた上で、当局の考え方なり、これからたためにやるのであって、推測や架空のことを申し上げてはおりません。

そういうことで、注意もされ、いろいろされているということですが、いま挙げたのは、ことしの一月から四月のことを言つておるのですね。ここに四月三日の新聞もあるわけですが、「東北せき」という新聞をお読みになつたことがありますか。

○増田政府委員 そうしたら、早速あなたの方で「東

北せんせき」という新聞を、ここにありますからよくお読みになつて、具体的な手を打つていただけで、こういう法規が出てる段階ですから、こういうことはきわめて相矛盾するものですから、適切な処置をとられるようになります。

次に、昨年の十二月二十二日の総合エネルギー調査会石油部会の答申も、「外資系石油企業は原油供給の安定性に恵まれて、原油購入条件等でも優位にある」と明確に指摘しております。このように購入条件そのものに格差があれば、メジャー系企業がますます侵食しシニアを拡大していくのが当然のことである。こういう問題を放置して、民族系企業の集約化を行えば何となるだろうという考えは通産省の机上のプランにすぎない。実務的には、わが党がかねてより主張しておりますように、メジャーの実態を明らかにし、必要な規制を加えることこそが今日の石油問題の中心である。

総合エネルギー調査会石油部会においても、メ

ジャーの事業活動が透明性を欠いている事態を解消しなければならない、こういうふうに主張しております。わが国のエネルギー政策の将来を考え

ても、メジャーの行動の透明化や規制は避けられない問題である。メジャーの実態を明らかにするために今後どのような手立てをおとりにならうとしておられるのか、この点についての考え方を聞かしていただきたい。

○増田政府委員 日本国内のいわゆる外資系、こ

の中で大部分がメジャーの資本が入つておるわけ

でございます、これを外資系と言つておりますが、

現在までの実績を見ますと、この外資系の企業が、

現在までのところはないということを私はここで言えると思います。

ただ、やはり外資系の企業はメジャーの本社の

いろんな方針に従わなければならないという場合がありますから、そういう意味で民族系の方が自主

的に判断して行動ができる。メジャー系の外資会社は、問題があつたときに、やはり本社と申しますが、メジャーからのいろいろの指示と申しますか、そういうものが出てくるのではないか、そういうふうに思つています。

それで、ただいま先生のお尋ねのメジャーに対する考え方というものを申し上げますと、私どもとしては、日本の石油産業のあり方としては、外資系を五十、民族系を五十という、從来から、これは石油危機以前からやつておりました政策を今後続けていきたいというふうに考えております。

それから、現在産油国が相当ダイレクトディール、つまり直接取引を行つておりますが、しかししながら、現在日本が買つております石油の約七割は、直接、間接、メジャーの石油を買つておるわけでございまして、そういう意味で、世界におけるメジャーの石油供給における力といふものも認識しなければならないというふうに思つております。

それから、先生からお尋ねのありましたわゆる透明性につきましては、これは外資系、民族系差別なく、私どもの方は必要な報告を求めて報告させしておりますが、この不透明性といふ問題につきましては、現在までのところは、あらゆる必要とします内容は報告でとつておるというつもりでござります。このメジャーの透明性といふことは、ハリのIEA会議におきましてもいろいろ問題となつておりますが、もつと実態を明らかにすべきだという議論、それがなければ緊急時の対処の実効に問題があるということはいろいろ議論されてしまつて、これは国際的にも問題になつておるところでございます。これらの問題につきましては、私どもが必要があれば各種の報告、実態を明らかにすることをやつていくつもりでございま

す。

もう一つは、五十年十二月二十二日、これは総合エネルギー調査会の石油部会の答申であります。前段は省きますが、「これら外資系石油企業は原油供給の安定性に恵まれて、原油購入条件等でも優位にあることが多い。反面、外資系石油企業は、メジャーの行動によりその経営方針を含め影響を受ける場合も多い。」こういうふうに明確に指摘しているのです。

だから、いろいろ取り寄せたりこういうものを見ておられる立場から見て、その都度非常に機動的な措置が当局はおとりになれているのかどうか。いつもこちらの方で具体的な事例を挙げて申し上げると、もし事実があればとか、一遍調べてみてから、というような発言が返つてまいりますので、あえてこのことを言うつて、私は、仕事も忙しいし、非常にたくさんのことをおやりになつておられるのですから、少なくとも長官としてそこまで々細かいことをやれないと、ということはよくわかる。何も全部知つておらなければならぬとは思ひません。しかし、やはりこういう法規を出すときは、この法規が関連するような過去の経過等をよく部下からお聞きになつたり、みずから目を通されたりして、そういう立場で私は委員会に臨んでいただきたい。そうでなかつたら、こちらから挙げていることが何か一方的な意見になつたり、やつつけ本位みたいな形の印象を客観的に与えるもいうことについて、私の方が遺憾に思います。

○神崎委員 外資系、民族系、両方日本に石油企業があるわけですが、わが国の石油政策として外資系と民族系に対しても差別をしないということで、從来もやってきております。また今後もやっていきたいと思います。ただ、いわゆる外資系、先生がおっしゃられますメジャー系の企業が石油の安定供給秩序を乱すような行為に出た場合、また日本で企業として活動するにふさわしくない行動を行つた場合、これは私どもは厳重に指導していくということをやつていただきたいと思います。先ほどのガソリンの乱売と申しますが、

問題につきましても、そういう風聞も若干私は聞いております。そういう意味で、これにつきましては姿勢を正す指示を行つてやつていただきたいと思ひます。

○増田政府委員 外資系、民族系、両方日本に石油企業があるわけですが、わが国の石油政策として外資系と民族系に対しても差別をしない

こと、企業集約化によって民族系の経営基盤を強化するということは、高い利益率を確保するためには価格を引き上げるなど、結局国民にしわ寄せをするということになる。

そこで、公取委員会にお聞きしますが、この法案や石油企業の再編について通産省から意見を求めることがあるかどうかをお伺いしたい。

○熊田政府委員 通産省から意見を求められたことはございません。

○神崎委員 長官、こういうことについては、公取の方の意見を聞かぬでもいいのですか。

○増田政府委員 いろいろ問題がありますときには、私の方も公取の意見を聞きましたり、また

独禁法の違反のないように所管業界を指導していきます。ただ、いまのようなことにつきましては、公取と相談したことはございません。

○神崎委員 今までに聞いたことも、これから聞こようとすることも関連があって、結局この法案は企業の再編集約化、あるいは独占化、寡占支配、こういう線上的問題とかかわり合ひが深くあるわけです。そういう観点から私は公取の意見を聞き、通産省としてもそういうことにならないのかどうかというような懸念をお持ちになつて当然じやないか、そもそもそういうことについて考えないところに、この法案の持つている性格が逆に裏づけされているのじやないか私はこう思うのです。

そこで、通産省は、元売企業の競争が企業の經營基盤を不安定にして、だから再編集約化し、競争を制限することを一つのねらいとしている。公取として、このような巨大企業の競争の制限を図ることについては、独禁政策上どのように受けとめておられるか、お考えを聞かしていただきたい。

○増田政府委員 民族系企業が非常に経営が悪化いたしておりますし、このままの状況が続きますと石油の安定供給についても問題が生ずるというふうな形としては二つないしは三つのグループ化を図るということで考えております。

これに対しまして、ただいま先生から問題点として御指摘のありましたのは、そういうことを行なえば寡占体制といふものができるのではないか、独禁法との関係でも非常に問題があるし、また消費者に対しても寡占価格を形成するということになると、これは独禁法上問題でございまして、そういうふうなのではないかという問題点の御指摘があつたわけでございますが、石油産業につきましては、これは半分は外資系でございますから、民族系が二ないし三に集約化されたからといって、直ちに寡占価格が形成されるといふには私ども思つております。

また、グループ化が行われることによって、た

とえば普通言われます価格と生産の調整が行われるかということをございますが、まずその生産につきましては、これは石油業法に基づきまして毎年度の供給計画を通産大臣が定めることになつております。供給計画に照らして、各社の生産がそれを下回らないように、あるいは大幅に上回らぬといふことで、これは各石油業者からの生産計画を報告を受けまして全部チェックをする制度になつております。そういう意味で、そのグループ化が行われたら生産調整が行われて、そして需要に対しまして供給が不足するというような事態は、通産省の責任をもつてそういうことのないようになります。

それからまた、価格の問題につきましては、ほのかの品目に比較いたしますと、石油の価格は、ことに灯油を中心といたします消費者に直接関係する価格につきましては、通産省では従来からも非常に強い行政指導、監視体制をしておるわけでござります。そういうことから申しまして、グループ化が行われて、そして寡占価格あるいは寡占による生産調整が行われるという問題といふものはないと私はここで申し上げられる、こういうふうに思つております。

○熊田政府委員 公正取引委員会としての考え方と石油の安定供給についても問題が生ずるというふうな形から見ても、そういうことのないよう前に公取委員会が出動をするということがより国民的な防止機関になる。こういふうに思いますが、一方において、そういう面で合理化のメーリットといいますか、そういうようなものがあることを申し上げますが、この石油業界の集約化によりまして経営の安定を確保するということでございまます。一方において、そういう面で合理化のメーリットといいますか、そういうようなものがあることを申し上げますが、さきに触れました石油メモによると、通産省は企業集約化を必要とする石油産業の産業組織上の特質として、需要者に鉄鋼、電力等の巨大企業が存在するため、価格交渉力が弱いことを挙げておられます。これらの大手需要家との問題は、これまでのよろん政府として一定の調整を図るであらうが、ガソリンや灯油など国民生活上欠かせない製品についてまして、この集約化に伴いまして競争の実質的な制限といふようなものが行われることになりますと、これは流通業界への系列支配をますます強めます。一方において、そのためにエネルギーの供給という責任が果たすことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成する

つの構造改善のための理由として出でるわけでございます。

これは事実について申上げますと、石油につきましてOPECが大幅に値上げする、そうしますとそれだけコストが上がるわけですが、そのコストの上がった分を製品価格にはね返らせる価格というものがなかなか通用しない。ことに、そのコスト申書いてありますように、相手が大きな強い波及効果を及ぼさないかどうか、こういうようなこともやはりあわせて研究をしていただきたい。

同時に、その懸念があると感じた場合は、法案が出るまでにそういうことのないように防止することにも公取委員会としてもやはり目を向けていくべきではないか。いつの場合でも、事がすでに終わってからやる。片方はそういうことではないと云ふことになる。新しい公取委員長におかれになつて、まだきょう来ておられませんからあなたに言うのですが、かねてから常に通産当局と公取委員会とは見解を異にした意見をしばしばわれわれは体験してきているわけですね。だから、そういう形から見ても、そういうことのないよう前に公取委員会が出動をするということがより国民的な防止機関になる。こういふうに思いますが、今後はそういう形で任務に積極性を出していただきたい、このように思います。

そこで、続けて質問に入りますが、さきに触れました石油メモによると、通産省は企業集約化を必要とする石油産業の産業組織上の特質として、需要者に鉄鋼、電力等の巨大企業が存在するため、価格交渉力が弱いことを挙げておられます。これらの大手需要家との問題は、これまでのよろん政府として一定の調整を図るであらうが、ガソリンや灯油など国民生活上欠かせない製品についてまして、この集約化に伴いまして競争の実質的な制限といふようなものが行われることになりますと、これは石油業界への系列支配をますます強めます。一方において、そのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成するということではございません。これは政

府が応援して、石油産業がいま非常に弱体になつてそのためにエネルギーの供給という責任が果たせないという事態に対しまして、これを直していくことによっていわゆる寡占価格とかいうものを形成する

それから価格維持を図るため元売は販売業者の入手先、販売先についても制限しているのが実態なのです。

その実例の一つとして、無じるし、これの佐賀県石油卸販売株式会社の設立に伴う元売企業の妨害があります。佐賀県石油卸販売はガソリン販賣事業者の共同仕入れ事業を目的として昭和四十九年十一月二十四日に発起人会を開催しましたが、元売企業に直結した大手特約店が十一月十三日に早速二者会議を開き、会社設立防止対策を協議している。ここで、設立会社の重要なメンバーには出荷停止、系列看板の取り上げ等、制裁措置を確認しておる。これに基づいて販売店に個別説得を行つたというのが実例なのです。

この大手専門店の動きに合ひさせて、出光興産福

岡支店は、五十年三月三日、石油卸販売の主要供給者である石川石油商会に山崎販売課長を派遣して、石川社長に対し石油卸販売への供給をとめるよう要求し、とめなければ看板を取り上げる、供給をストップする、こういうふうにおどかしておるのであります。さらに三月五日、再び石川商店に出向いて、誓約書に署名捺印させておる。そのため石川商店は、出光興産から圧力がかかるたのであるので、対策を立ててもらわないと供給できなくなると石油卸販売に要請し、同社は福岡通産局の野中稔氏に業務係長に善処を依頼したのであります。しかし、通産局では、看板取り上げ行為があつた場合には元売と話ををする、系列特約店と話し合って調整してほしい、こう言うだけであります。元売や大手特約店が会社を設立させない、供給させない、さまざまな圧力をかけているのに、ただ話し合つていいことだけなのです。その後、石川石油商からこのようすの供給が続いておりますが、出光に対しても石油卸販売には中間留分だけがソリンは納入しないといふことにしているのです。

このように、元売は特約店の販売先にまで干渉して、これを破れば出荷停止をすること、これが公然とまかり通つておるというのが今日の現状なんですね。商品の入手先あるいは販売先につ

いて自由に選択できないという元売の横暴な競争制限、系列支配について、公取委員長はおられませんが、事務局長ですか、こういう問題はどういうふうに公取としては思われるか、同時に通産省としてはどう思われるか、こういうあたり方に置いて、通産大臣、せっかく聞いていただいているので、いま私が少し長いですが読み上げました事実についての御意見を一緒にお伺いし、さらに増田長官から意見があれば聞かしていただきたい。

○増田政府委員 いま佐賀県におきますいろいろな事実をお伺いいたしました。この無印の問題と、いうのは非常に複雑な問題でございまして、これは先生御存じと思いますが、ガソリンスタンドにつきましては、一時ガソリンスタンドが乱立をいたしまして、そのために非常にいろいろな弊害が出たわけでございます。同じ四つ角に四つ、各魚にガソリンスタンドが建って、そして販売競争を行ふ、これは投資としても非常にむだです。また国家的な立場に立ちましても、そういう過当競争は何か手を打つべきだという要請が非常に強かつたわけです。

それを受けまして、昭和四十一年、これは石油危機のせいぶん前になるわけですが、四十一年から通産省の行政指導という形で、ガソリンスタンドの建設調整というものが始まっておるわけでございます。これによりましてガソリンスタンドの乱設といふものにつきましてチェックをするという制度を立てまして、一応昭和四十八年ごろまで、この指示によりまして、全国におけるガソリンスタンドが非常に競合してむだに建てられるとか、あるいはすでに過当競争が行われている地点にまだ新しいのが飛び込んで入るということのないように、非常に秩序立ったガソリンスタンド体制をつくるのができたわけでございます。ただ、四八年の石油危機以後、ガソリンの需要量が大幅に減ったわけでございまして、その中において新しいガソリンスタンドを建てますのは、あるガソリンスタンドがやめになつたとか、あるいはバインスができる新しい事態に対処して特別に認めな

印というものは、行政指導を守らないでスタンダード業者を開始しようということをございます。ですからこれは行政指導違反に基づいて設立されたスタンダードということが言えるわけでございます。今後この問題の取り扱いにつきましては、新しい揮発油販売業法ということで今国会に提出しておりますので、御審議を願うことになっておりますが、従来の行政指導にかえて法律に基づく登録制に切りかえるわけでございますが、従来の行政指導時代に、無印スタンプというものがいろいろトラブルが出てきておるわけでございます。

ただいま先生からお話しになりました事実には、若干の行き過ぎの面というものもあると思っておりますし、また、通産局もこの処理に非常に困って、話し合いをやつてくれということでやつて、非常に無責任なような印象を受けるわけでござりますが、無印のスタンプに対する取り扱いにつきましては非常にそういうバックグラウンドがありますので、この無印スタンプといふものが常に正しいと、いうわけにはまいりません。むしろ行政指導違反によって設立されたものであるということだけちょっと申し上げたいと思います。

○熊田政府委員　ただいまお話しのございましたガソリンスタンプ業者の仕入れ先を制限をするというような事例でございますが、具体的に独禁法上果たして不公正な取引方法にこれが該当するかどうかということは、さらによく調べてみませんと、いまここで即断をするわけにはまいりませんしかしながら、ただいま先生からのお話を伺いました感じでは、これは不公正な取引方法に該当するおそれがあるのではないかというふうな感覚がいたします。従来私ども、ガソリンスタンプ業者に対する元売のいろいろな制限、無印物等にも関連しまして余り情報を得ておらないのでございま

○河本国務大臣 経過は長官が申し述べたとおりだと思ひますが、通産省でもなお事実関係を正確に調べてみたいと思います。

○神崎委員 私がここでいま御披露したのは、長官のおっしゃるよう、余り広くない地域にたくさんでいて、そしてお互いに困る、そんなのはやはり資本主義社会の現在の状況から見て、業者自体はそんなことはしないと思うのです。よけいあつたらお互につぶれるのですし、どう見たって利益が上がるよりもかえって逆になるのですから、そういう営業の自由とかいうような問題は、まことに論じようと思つていいのですね。ただ、ある個人が一つの事業をやろうと思って、そして会社設立を考えるという場合に、たとえば大きな企業である出光などが直接そこに出向いて圧力をかけたり、そういうところへ油を卸すようなものにはもうこれからは出荷をしないとか、看板を外せとか、そういうような形で圧力をかけることを問題にしているから、公取委員会の意見も聞いているわけなんですね。

だから、そういうやり方、これは一つの実例を挙げたが、あなたも言われるよういろいろ報告をお読みになつておられるらしいのです。これも報告も上がつておられるわけですから、だからここで言いますと、そういう実情をこれから調べまして善処する、こういうようになるのですが、最前も言つたように、これはあのかつての売り惜しみ、買いつめ当时にも問題になつたような同類の部分でありますと、同時に、やはり寡占すればするほど事業といふものはこういう形になつてくる、そして結局は弱い者いじめになる。そうすると自由競争じやななしに、むしろ寡占することによつて直接国民が過当な価格でしわ寄せを受けていく。

だから、一面は、月に百キロ売れればハワイ旅行やら宝島まで連れていく。赤字で困っているから値上げをしてくれとか、あるいは経営が非常にぐいとい悪いのだとかいうようなことでわれわれにいつも審議の対象にされておつて、そして中ではそういう余裕があるということと、先ほど挙げたような利益金もある。なかつたら、そういうことをしません。そのことは、何もハワイに行つたり宝島に行つたりしたらいかぬと言つているのじやないのですよ。これはやはり経費がかかりますから、利潤の上にそれにプラスアルファがなければ、そういうことはお互にできないわけですね。それだったらむしろ販売価格を安くして一般の需要者に供給すべきだ。しかもこういう事業は、国民奉仕の立場から見て、当然だれかがなしに製造して売れるような品物じやないのです。だからこそ私はそういう立場から聞いているのです。

おると、いうことでござります。わが国におきましては、政府の資本の入っている会社はございません。また、今回御審議をお願いしております出資も、これによって石油企業をコントロールするということではなくて、再編成、構造改善を支援するための資金供給、こういうことで考えております。

そうなりますと、石油開発公団がその中でどういうあり方になるかということでおざいますが、現在の体制では、石油開発公団は、海外における石油の開発、これは先ほど倉八総裁からお話をありましたように、本邦周辺大陸だなも含むということで拡張されたわけですが、これらの石油開発を行います私企業に対しまして、公団がみずから業務を行うのではなくて、出資をしたり、また融資をすることによってこの開発事業を応援する、こういう形になつております。

それから、附則業務によつて二つ、一つはすでに加わつておるわけでございますが、備蓄につきましては五年間の暫定的措置として九十日を達成するまでその支援措置を行う。それから、たゞいま御審議をお願いいたしております第二番目の追加業務でございますが、これも民族系の元売の再編成に必要な資金を出資または融資ということでお供給する、こういうことでござります。さらに、石油開発公団がみずから海外において掘る、これはたとえば西独のDEMINEXとか、あるいはフランス、イタリアの国策会社がみずから海外で掘つたり利権を得たりいろいろやつておるわけでござりますが、そこまで出るのが適當かどうか。

また、石油開発公団が国策に協力するということで、たとえば政府間取引のありました原油の一括引き取りの機関になるかどうか、これはいろいろ議論がござります。

そういうことで、石油開発公団の今後のあり方ということにつきましては種々の検討が現在もなされておりますが、現在のところは、石油開発の推進母体ということ、それから備蓄についてはこれを応援するための各種の業務を行つ、それから、

将来法律が通りましたなら、石油構造改善についても一翼を担つて、その支援体制のための資金供給をする、こういうことに限りまして、それ以上の業務の追加を行つるのは、やはりそれの利害得失をよく考えまして、そしてその結論を持つ必要があるのではないか、直ちに石油開発公団を石油公団にし、それからイタリアのENIのようなあらゆることを行つというのがわが国において適当かどうか、これは相当議論を要することだ、こういふうに思つております。

○神崎委員 私は、通産省がこの法案をてこに指導しようとしている業界再編は、原油の供給源の大半をメジャーに押さえられ、その支配の網の目に組み込まれていく、現在組み込まれている日本石油業界の実態をこれは無視したものであることは、先ほどからたびたび指摘をしておるわけですが、それだけではなくて、この法案は、不況で国民が苦しんで財政危機が叫ばれている中で、さらに石油産業に働く労働者の人減らし、合理化攻撃は避けられない、こういうふうになつてくる。また、先ほど公取の意見もあつたように、やみカルテやら石油製品の値上げをますます容易にし、やはり石油といふものが国民生活、国民産業にとって非常に大きな役割を果たし、また、それが供給が不安定になつたときにはその影響が大きめで大きいといふことがあります。そういう意味で、今後の石油産業のあり方あるいは石油政策の重点といふものは、エネルギー、ことにそのエネルギーの大宗である石油の安定供給を果たし得るということだと思います。従来、この石油危機以前におきましては低廉性の追求とかいろいろな問題がございましたが、しかし、それにも増してやはり安定供給を確保するような体制、ビジョンといふものをつくらなければならないということ

で、今后の石油産業のあり方といつましても、これが今後達成すべきビジョンといふふうに私ども考えております。また、ただいま御審議をお願いしておきます石油開発公団法の一部改正もその線に沿うものでございます。

○松尾委員 現在石油企業は、中でも民族系にありますては累積赤字が非常に膨大であり、企業の体力が弱まつておる。そういう中で、どのような処方せんをもつていまおつしやつた石油業界の今後の一歩改進もその線に沿うものでございます。

○増田委員 先ほど申し上げました石油産業が安定供給の責任を果たし得るような状況に達し得るというためには、これは私は業界がみずから考へて、その責任を果たし得るような体制を整えるべき問題だと思っております。そのためには事

業の共同化、集約化、それからさらにはグローバル化を行い、いわゆる集約化、統合合併も必要だと

いうふうに思つておりますが、ただ、これにつき

消費の節約等がございまして、長期にわたり業績が停滞した、そのため今までになかつた非常な苦境に追いやられておる、これは事実であろうと思います。そして、私たちも、この石油の安定供給のために、その任に当たる石油企業の健全なる経営が行われるということを非常に望むものであります。

そこで、最初に聞くわけがありますけれども、政府は、現状の上からこの石油業界の健全なるあるべき姿といふものについてどのようなビジョンを持っておるのか、これは外資系等も含めまして、総体的にひとつビジョンをお示し願いたい。

○増田政府委員 先般の石油危機を経験いたしましたが、それだけではなくて、この法案は、不況で国民が苦しんで財政危機が叫ばれている中で、

まさに大企業が優先され、そうして国民はその生活を犠牲にさせられる。石油業界救済にはつながりますけれども、このことによって国民に及ぶ影響といふものは必ず大きなものが来る、こういふ重大な問題をはらんでおると思うのです。

そういう観点から、そうでないといふような意見があれば聞かしてもらひ、またこちらも、そうではないのだ、こういう形になつていくのだといふふうの質問はこれで終わります。

○安田委員長代理 松尾信人君。 オイルショック後の石油業界は、需要の減退、

○松尾委員 石油開発公団法の一部を改正する法律について質疑をいたすものでございます。

な安定供給の責任を果たし得ないような状況になつておるということでございます。

これを解決するためには、やはり石油産業の体质を強化し、その手段として構造の改善を行な

ければならないということで、これは昨年の十二月でございますが、総合エネルギー調査会石油部会の関係の専門の学者の方々、その他いろいろな方々の御討議を経まして、民族系の企業をこのま

ま放置するわけにはいかない、ついては、やはり将来の形としては二ないし三のグローバル化を図らなければ、先ほど申し上げました石油の安定供給の確保がおぼつかないということでございます。

ただ、これを二、三のグループといふことにいたしますには、これはやはり順序というのもござりますし、業務提携あるいは備蓄、油槽所の共

同化という各種の共同事業を図りまして、段階を経て合併、集約を持っていくことで、これを早急に、直ちに結論を出すということではなく

て、やはり実情に合わせてやらなければならぬと思ひます、が、最終的な目標といたしましては、安定供給が果たし得るような石油産業の体制に至つたわけでございます。そういう意味で、今までの安定供給を確保するような体制に至つたわけでございます。そういう意味で、今後石油産業のあり方といつましても、これが今後達成すべきビジョンといふふうに私ども考えております。また、ただいま御審議をお願いしておきます石油開発公団法の一部改正もその線に沿うものでございます。

○松尾委員 現在石油企業は、中でも民族系にありますては累積赤字が非常に膨大であり、企業の体力が弱まつておる。そういう中で、どのような

処方せんをもつていまおつしやつた石油業界の今後の一歩改進もその線に沿うものでございます。

○増田政府委員 先ほど申し上げました石油産業が安定供給の責任を果たし得るような状況に達し得るというためには、これは私は業界がみずから考へて、その責任を果たし得るような体制を整えるべき問題だと思っております。そのためには事

業の共同化、集約化、それからさらにはグローバル化を行い、いわゆる集約化、統合合併も必要だと

いうふうに思つておりますが、ただ、これにつき

ましてはやはり産業の活力と申しますか、創意といふものを傷つける、阻害するようなものであつてはならないと思います。そういう意味で、石油の安定供給を果たし得るような体制を業界みずから考へて、そしてそれに向かって進んでいく。そのため政府はこれに対しても手伝いする、支援体制を整えるということで、必要な資金があれば出資あるいは融資の形でこれを供給する。そういうことによりまして、先ほどお申し上げましたように、基礎エネルギーの安定供給を確保すると、いうことが今後のビジョンであり、またそれに至りますための手段だ、こういうふうに考えております。

○松尾委員 いまのお答えは、私が次に質問しようとと思っておったことに対するお答えになつたわけあります。結局この構造改善ということは業界の再編成である、この問題について政府はいかなる役割を果たすのか、こういうことです。これは広範にわたつていまお答えがありましたが、赤字をうんと抱えておる、累積赤字が多い、そういうものが自主的にいろいろ考え方を持つてやつていくことがなかなか動きがたい。そういう現実を踏まえた上に、政府がいまおつしやったような業界再編成に当たりましていかなる役割りを果たすのか、こういうことについてお答え願いたい。

○増田政府委員 先ほどビジョン、それから手立てについて申し上げましたが、これに対して政府がどういう役割を果たすかということについて申し上げます。

まず、その一番最初に申し上げました事業の共同化を図る、これにつきましてはたとえば共同備蓄基地というものを建設いたしますのに当たりましては、これは石油開発公団を通じてございますが、共同備蓄会社の出資を行う。これは政府資金により出資金を出すということで、共同備蓄会社、これはAとBという石油会社が一緒に石油基地をつくるというときに、その資本金の半額を石油開発公団が出資することができるという制度

でございまして、五一年度予算では四十億を一応用意しております。それからまた、いま申し上げました共同備蓄会社が施設を建設いたしますのに対しまして百四十億まで融資ができる。これは石油開発公団を通じて融資をするということになります。

それから共同油槽所、これは共同タンクでございますが、たとえば交錯輸送とかいろいろな問題が出ておりますが、共同のタンクを置いて、そして共同販売を行なうというような事業提携が行われますときには、これを開銀資金で応援をいたしましたというふうに考えております。

それからさらに進みまして、先ほど申し上げましたような集約化ということが行われますときには、これは集約化を行ないますといろいろな資金が必要なわけでございますが、それに対しまして一つは融資の制度、もう一つは出資の制度でそれの支援体制を整えたいというふうに考えております。そして、そのうちの出資の制度が、ただいま御審議をお願いしております石油開発公団を通じまして出資をする、今年度の予算といたしましては百億円までが使える、こういうことになっております。

それからもう一つ、出資金という形ではなくて融資の形で支援してもらいたいという場合は、これは日本開発銀行に民族系石油育成枠というのがございまして、全部で百八十億円の資金枠になっております。これを全部使えるかどうか問題がございまして、全部で百八十億円の資金枠になつておられます。これを全部使えるかどうか問題がございまして、石油企業の責任者の方々においても総論としては一般的に認識しておられるわけでございまして、私は先ほど申し上げましたように、業界の自主的な考え方で、石油の安定供給責任をいかに果たし得るようすべくかということを考えたところによつて行動が行われるべきだと思つて、それによつて行動が行われるべきだと思つております。そういう意味で、ただいま先生から言われました政府が余り介入するといろいろ問題があるということは、私はそのとおりだと

たわけですね。それで、いまはそれがやれないことは、相当弱ってきておるということですね。弱ってきて、安定供給という面から、言わ方がどうもふらふらしあるので、そこを入れてやろう。それでいま共同備蓄につきましてもいろいろの開発公団を通じての助成がありますし、それから今回もこのような意味における出資だと融資がございますし、相当手厚いものがなされようとしておるわけがあります。

私が思ひますのは、いまのような状態から業界の力がこれだけ弱つてくれば、何かそこにてこ入れをしなければいけないということはわかりますけれども、そこに余りやりますと政府の行政介入といふものが全般的に行き渡る、自主的な前進でなくして、要するに政府主導型のような構造改善になるのではないかということを私は逆に心配するけれども、そこには非常に迷惑であるしまたかえって反発を招いて再編成がうまく進まないというよろしく交換がなされなければいけない、この調和点、そういうものをはつきりしておかぬといかぬと思うのですが、いかがですか。

○増田政府委員 石油の安定供給を図るために構造改善が必要であるということにつきましては、これは石油企業の責任者の方々においても総論としては一般的に認識しておられるわけでございまして、具体的にどうするかということにつきましては、具体的にどうするかと申しますが、具体的にどうするかと申しますが、私は先ほど申し上げましたように、業界の自主的な考え方で、石油の安定供給責任をいかに果たし得るようすべくかということを考えたところによつて行動が行われるべきだと思つて、それによつて行動が行われるべきだと思つております。そういう意味で、ただいま先生から言われました政府が余り介入するといろいろ問題があるということは、私はそのとおりだと

思つております。

また、できるだけ業界の自主性を尊重して、先ほど申し上げましたように、政府は支援するといふ立場でこれをできるだけ誘導して持つていくと、いうことでございますが、強制したりあるいは介

○松尾委員 いま説明がありました内容でありますけれども、この共同備蓄の問題だと石油開発公団を通じましての出資体制といふのが、ただいま御審議をお願いいたしております石油開発公団法の一部改正でございます。

○松尾委員 いまお答えのとおり、この業界にありますことは、何としても自力更生でいきたい、やはり何としても自分は自分の力で立ち上がるのではなくて、何としても民間の主体性、それから民間の効率性、バイタリティー、適応力、こういうものを失わせてはいけないわけですね。長官からお答えがございましたけれども、将来にもわたりましてこういう点でマイナス要因をつくらないようには慎まなければいけない、このように強く思うものであります。

この法案を見ますと、通産大臣の認可を受けるといふことがありますね。それから「石油製品販売業に係る経営の適正化」ということもござります。それと判断の基準なんかいろいろ問題になると思うのでありますけれども、「その他の構

「改善する事業」というものもございまして、「事業の譲渡その他」ということが法案の中に盛られておるわけであります。そういう法案の中で、案外通産省の意向といふものが強く業界に反映されていくのじゃなかろか。運営の仕方と言えばそうでありますけれども、法案の制定自体から見ましても、大きくそういうところをがつちりと握つておられるから、やむなくそこに民間の主体性、効率性、適応力といふものがある程度ネグレクトされて、そうして政府の指導に従つていかなくてはいけない、このよくなかったこういったのようにお考えですか。

○増田政府委員 法案の中には「通商産業大臣の認可を受けて」という字句が附則の第九条の四にござりますが、これは一々の集約事業を通商産業大臣が認可するということではなくて、集約化、構造改善に伴う事業に必要な資金の出資及び貸し付けを行う業務を始めるに当たりまして、一応業務開始及び毎年の業務計画について認可をする。こうしたことで考えております。この文章ですと、通商産業大臣が一々認可をし、またそれに対しても全部タッチするというふうに若干読みとれるような形になっておりますが、私どもが考えておりますのは、ただいま申し上げましたように、業務方法書をつくりまして、そうしてその方法書に基づいて構造改善に伴う出資及び融資業務を行わせる、こういうふうで考えております。

○松尾委員 もう一步突き進んで質問いたしますけれども、現在、石油業界の中に、合併したいとか、事業の譲渡をしたいとか、その他この法案に関するような構造改善になるような動きといますが、そういう傾向があるかどうか。

○増田政府委員 ただいまお尋ねがありましたよな合併あるいは事業譲渡というのは現在はございません。現在ありますのは、企業間でいろいろ業務提携をいたしたいということで、これはいろいろな計画が出ておりますが、合併あるいは事業譲渡で集約化を行う具体的な申し出といふもの

は、現在のことございません。  
○松尾委員 そうしますと、いろいろ集約化の問題、業務提携の問題をいまお話しになりましたが、この備蓄にしろ、または製油所等の共同化にしろ、映されしていくのじゃなかろか。運営の仕方と言えばそうでありますけれども、法案の制定自体から見ましても、大きくそういうところをがつちりと握つておられるから、やむなくそこに民間の主導性、効率性、適応力といふものがある程度ネグレクトされて、そうして政府の指導に従つていかなくてはいけない、このよくなかったこういったのようにお考えですか。

○増田政府委員 法案の中には「通商産業大臣の認可を受けて」という字句が附則の第九条の四にござりますが、これは一々の集約事業を通商産業大臣が認可するということではなくて、集約化、構造改善に伴う事業に必要な資金の出資及び貸し付けを行う業務を始めるに当たりまして、一応業務

開始及び毎年の業務計画について認可をする。こ

うしたことで考えております。この文章ですと、

通商産業大臣が一々認可をし、またそれに対しても全部タッチするというふうに若干読みとれるよう

な形になっておりますが、私どもが考えておりま

すのは、ただいま申し上げましたように、業務方

法書をつくりまして、そうしてその方法書に基づ

いて構造改善に伴う出資及び融資業務を行わせ

る、こういうふうで考えております。

○松尾委員 もう一步突き進んで質問いたします

けれども、現在、石油業界の中に、合併したいと

か、事業の譲渡をしたいとか、その他この法案に

関するような構造改善になるような動きといま

すが、そういう傾向があるかどうか。

○増田政府委員 ただいまお尋ねがありましたよ

な合併あるいは事業譲渡というのは現在はござ

いません。現在ありますのは、企業間でいろいろ

業務提携をいたしたいということで、これはいろ

いろな計画が出ておりますが、合併あるいは事業

譲渡で集約化を行う具体的な申し出といふもの

は、現在のことございません。

○松尾委員 そうしますと、いろいろ集約化の問題、業務提携の問題をいまお話しになりましたが、

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

題

改善の勧告で、非常に体質改善ができる得るようになつたかどうか、できなければ一日も早くその体质改善ができるような方途をとりませんと、ある目玉商品というものが取り残されて、いつまでも民族系の石油業界の再編というものがおくれていふのはなかろうか、またその間いろいろな問題が起つて、新たなトラブルが起ることではないか、私はこのように思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

○増田政府委員 共同石油並びに共同石油のグループ各社に対しまして、昨年十二月に、共同石油グループ内の調整体制の整備 グループ内でいろいろな生産調整とか販売調整を行います体制の整備、それから販売力の強化、これは精販ギャップが非常に大きいということで、販売力の強化を図る具体策をとつてもらいたいということござります、それから原油調達力の強化、これら数項目につきまして、こういう問題があるから自主的にどういうようにしてこれらの問題を解決するかということを共石グループでひとつ考えてもらいたいということで、これは通産省から文書を出したとかいろいろ言われておりますが、これはメモ書きにいたしまして、共石グループの方にひとつ検討してくれ、こういうことで渡したのが大々的に新聞に出たわけございます。

それで、共石グループの方では、これを契機といたしましていろいろ検討を進めて、同グループの社長会も行わされました、その結果、最近一応の結論が出たわけでございます。それで各項目につきまして社長間で話し合い、また、その具体的な推進策については、これは各論になりますので、その分についてはグループ全体の効率化を推進するため経営合理化委員会というものを設置いたしましたし、そこで先ほど言いましたような各種の問題点の具体的な詰めをさらに行は、こういうことで、私どももその具体的な成績が上ることを期待しておるわけでございます。

それで、共石につきましては、御存じのように、昭和四十一年に従来の企業の枠を越えまして共石

各社が販売統合を行つたわけでございますが、その後約十年以上たちまして、まだいろいろな問題点が残つておるわけでございます。石油業界の中でも、共石グループの現在までの実績に対して批判的な意見もいろいろございます。そういうことで、民族系の一つの主力であります共石が弱いといたことは民族系全体をも弱くするということから、先ほどのような数項目につきまして共石グループとしてもう一回検討し、その具体策を推進してもらいたいということでございます。

以上が共石グループの再強化という問題につきましての経緯とそれから問題点といふことを御説明申し上げたわけでございますが、いずれにいたしましたが、私の方は、現在共石グループが全石油の一三%、設備では約一七、八%を占めており

ますから、この共石グループというものが弱化されることは原油の部門の集約化といふこともいろいろな問題がありますが、ただ、原油につきましては從来からの取引関係、それから油種の選択の問題といふいろいろございまして、これを短時間の間に集約化するということは、まだいろいろの克服しなければならない問題があるわけでございます。

それで、たとえば原油部門につきまして、これは原油の部門の集約化といふこともいろいろな問題がありますが、ただ、原油につきましては従来からの取引関係、それから油種の選択の問題といふいろいろございまして、これを短時間の間に集約化するということは、まだいろいろの克服しきりませんが、まだいろいろな負担になつてくるという問題もある

次回の質問でありますけれども、今回の法案では

販売部門の構造改善ですね。これはどうも私は片手落ちのような感じがするわけであります。そ

れぞれ輸入もやつておりますし、精製もしておるわけありますから、構造改善をやる以上は、單なる販売部門のこのよだな集約化の問題じゃなく

て、大きく輸入、精製部門まで含めた考え方はどうしておとりにならなかつたのか、これはいかがでしよう。

○増田政府委員 今回の構造改善の考え方は、販売業者の段階、これは具体的に言いますと元売でございますが、その構造改善を考えているということがございますが、その構造改善を考えておるわけございません。たとえば輸入についての構造改善、ある

いは精製部門の統合化による構造改善、これは当

然今後の問題点としても考えるべきだと思いますが、当面一番必要なのは、販売部門におきまして多数の企業が乱立して、そしてそのため過当競争が起つて、これが石油産業の体質を弱くし、先ほど申し上げました石油の安定供給につきまして非常に危惧の念を抱かせるような状況になつておりますので、その元売部門における集約化というものを第一に進めたいということをございます。

それで、たとえば原油部門につきまして、これは原油の部門の集約化といふこともいろいろな問題がありますが、ただ、原油につきましては従来からの取引関係、それから油種の選択の問題といふいろいろございまして、これを短時間の間に集約化するということは、まだいろいろの克服しきりませんが、まだいろいろな負担になつてくるという問題もある

うと思うのです。これは大きいと思うのです。そういう点も力強くおやりなさらぬと、どうも偏って、全体的な力をつけていくことができないような感じがするわけであります。これは私の要望として十分お聞き取りおきを願いたい。大臣も

こういう点はよく検討をしておいてもらいたいと思ひます。

次に移りますけれども、いまは会社が弱っていますから、いろいろ備蓄問題その他で資金の負担等も大変な状況でございましょう。それで、累積赤字といふものが相当ございますが、そういう体質を強くしていくその一つとして、累積の赤字がどのように減ってきて、そういう資金面から体質強化ができるようなことはどのようにお考えになつておられますか。

○増田政府委員 石油企業が、特に石油危機以後の原油の大価値上がりに対しまして製品価格はそれほど値上げできなくて、逆に販売といふものが相当行われて、このために赤字が生じておる。

その赤字が昭和四十八年度の下期決算から現在まで相当累積されておる。それで、これは数社でございますが、もうすでにその累積赤字が資本金を

相当大幅に超過しているということでおりまして、赤字の解消は、私はそう簡単には解決できないと思つております。

○松尾委員 当面の問題として販売部門といふことはわかるわけでありますけれども、やはり基本的な問題は一貫した流れでありますから、流れの中の一番下の流れを今度やろうというのですが、それはやはり精製だとか輸入だと、そういう貫した政策を確立された上で、そして輸入の部門でいろいろ困るということがあればその困ったことのないように思つておられる次第でございます。

○松尾委員 当面の問題として販売部門といふことはわかるわけでありますけれども、やはり基本的な問題は一貫した流れでありますから、流れのときのコストから計算いたしまして、この価格

が標準的な価格であるということで出したわけでございます。これがことしの二月にガソリン及びC重油が大体達成し、四月からはナフサが達成いたしましたが、しかしこれは達成いたしましてもそのときのコストに償うということをございました。従来の累積赤字を消すといふにはなつております。今後各種の共同事業化を行ひ、またさらに集約化を行うということによりまして、経営の合理化、費用の節約、いろいろな点が図られると思いますから、長期的に見てこういう赤字を抱えた産業が基礎エネルギーを供給するというところでは、今後の日本経済の安定的成長のためには非常に問題点が残るわけでございますが、この赤字はやはり相当時間をかけて消さざるを得ないといふふうに思っております。

○松尾委員 非常にむずかしい問題だと思います。

簡単に製品の値上げとか、新たな標準価格の設定

というような逃げ道をおつくりになつてはいけま

せんね。やはり自主的な業界の努力、いまおつ

しゃつたような共同化、それからいろいろ引き締

めしていく。政治資金の献金なんかも、そういう面

においてがつかりやらないといふことです。借金

は多いわ、累積赤字はいっぱいあるわ、そして政

府から厚い助成を受けておいて、そして仮に政治

献金がまた相当程度なされると、いふふうなことであ

れば、これは何のための構造改善であり、何のため

の集約化を目標にやるのか。このような問題を

いっぽい抱えておいて、そしてわれわれも安定供

給の面からどうにかして経営を安定していただきたい

と思っておる中で、安易なことをやつておれば、

全部の期待を裏切るわけであります。これはひと

つ通産省のこういう点におけるりっぱな指導と

監督といふものを、私は強く要請しておきたいの

であります。

話は飛びますけれども、備蓄法の成立で、五十

年度末の七十日分の備蓄の目標はどうだったかと

いうこと、次に、共同備蓄会社の問題であります

けれども、この設立はどうなつておるか、この二

点、どうですか。

○左近政府委員 備蓄の状態についてお答え申し

上げたいと思います。

目標になつておりますが、つまり五十年度末の備蓄数量

でございますが、つまり五十年度三月末の備蓄

量は七十二日程度に達しております。したがいま

して、七十日備蓄は達成されたという形に相なつ

ております。

次に、共同備蓄会社でございますが、現在幾つ

かの候補地、つまり備蓄基地の候補地が挙がつて

おりましていろいろ検討しておるわけでございま

すが、まだやはり地元の御了承を得るとかいろいろ

手順が進んでおりませんので、公表できない

ところを決めて上で発足させたいといふふうに考

えております。われわれといたしましても、今年

度末の備蓄目標の到達程度は十分できると思いま

すが、それから先の問題といたしましては、そ

ういう基地が今後できませんとなかなか目標が達成

されませんので、極力共同備蓄会社ができるこ

とを推進していきたいといふふうに考えておりま

す。

○松尾委員 そうすると、共同備蓄会社ができるこ

とを決めて、ようやく達成できた、こう

いうお話をですね。

いまお話をありましたとおり、立地の問題が非

常に困難な状況にあります。そういうことからも

しませんけれども、通産、運輸両省で遊休タン

カーの活用の問題を何か検討したとかしておると

か聞いておるのでありますけれども、この点はい

ががですか。

○左近政府委員 備蓄を促進するために遊休のタ

ンカーを活用しようじゃないかといふふうなアイ

デアをもちまして、実は本年に入りまして早々か

ら研究会を設けまして、運輸省、通産省、それか

ら関係の業界の方々もまじえまして現在検討中で

ございます。ちょうどタンカーの船腹が余ってお

る時期でもございますので、これがうまく活用で

きればということで検討いたしておりますが、ど

ういう地域に係留するか、あるいは係留経費その

他を考えましたいわば経済性がどうであるかとい

うような問題をもう少し詰めた上で、態度を決め

たいといふふうに考えております。

○松尾委員 これまで最後の質問になるわけであります。

まずと、結局は企業のシェアの拡大、また少な

い会社になりまして寡占化という状況がつくり出

されていくわけであります。この石油業界に対し

ましては、従来公取が不公正な取引ということで

それは正を勧告しておりますし、いろいろ争中

のものもございます。そういう実績からいたしま

して、どうも石油業界は国民の石油ショックによ

る生活不安の中で利益追求に専念してきたとい

う前歴があるわけであります。それが、さらに集約

化等によりまして寡占化になりますと、やみのカ

ルテルがより一層やりやすい状況になる、これは

当然であります。

時には通産省の行政指導もなされて効果を上げ

たこともありますけれども、そういうこと

ともこの石油業界のやみカルテルの行為をなくす

ことはやはり基本的な解決ではありません。今後

とではやはり基本的な解決ではありません。今後

どちらも、その前の段階では共同化の問題がい

るいろいろな石油業界のやみカルテル行為、これは

いろいろな石油業界のやみカルテル行為、これは

私もどもいたしましては、そういうような事態がもしも見られますならば、厳正な態度で独禁法を適用してまいりたい、こういうふうに考えておりま

○時田勝源

○宮田委員 石油産業の体制論につきましては、

これまでの数次にわたります総合エネルギー調査

会の名前等は盛り込まれたが、話題が進むにつれて、いつたわけでございます。しかし、国際的な工程

ルギー事情の変化や、国内にありましては企業間

の利害対立等もあって、総合石油企業の存在が不可欠となり、ふうに言われば、業界の体制の

あり方は、文字どおり議論だけで終わっているの

が現状というふうに思っております。体制整備の必要性については大方が認めてはいるところではござ

いますが、問題はその方法論でございまして、企

業の自発性にまつのか、政府主導型でいくべきか、という二つの立場、論議されていました。

す。今回提案されました石油開発公団法の一部改

正案のねらいは、二つの方法論のいわば折衷案と

申しますが、官民一体とした構造改善事業方に理解しているのでございますが、民族系企業に

対してその育成のため現在行われております融資

出資ができるようになる理由は、  
援助だけでなく、

あります。

○増田政府委員 構造改善を進めますために必要な資金が必要な場合で、二ヶ国が資金供給で支

をするというのが私どもの方の立場でございますが、その資金の供給についての形としては二つございまして、一つは融資でやるものと、もう一つは出資でやるものということでございます。

融資につきましては、日本開発銀行を通じまして  
できるだけ低利の融資をいたしたいというふうに  
考えておりまして、現在、民族育成枠百八十億  
の中でこれを使うということになつておるわけで  
ござります。

ですから、構造改善をし、集約化をしましたときに、必要資金を、融資ではやはり相当な利子負担になると、そういうことで、むしろ出資という形で支援してもらいたいという申し出があった場合に出資で行うということで考えておるわけでございます。ですから、出資を選ぶか融資を選ぶかは、構造改善事業を行います石油販売業者が、いずれかを選ぶわけでございますが、その選ぶに当たりましては、無利子の金ということでもしろ出資を受けた方がいいという判断があつた場合には、出資で支援する、こういうことでございます。

○宮田委員 国や石油開発公団が出資をすると、したことによって、その株主権を利用して経営に関与することになると、民間企業のバイタリティー、また自主性を喪失させることにならないか、こういう点を危惧するわけでございますが、その点はどうですか。

○増田政府委員 構造改善事業を行います石油業者が出資金を受けますと、これは政府が出資者という形になります。そういう意味で、政府がその企業に対しましていろいろの行政介入を行い、そのためには創意というものが損なわれるのではないかという問題点でございまますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、出資という形をとりますのは、利子のない金で支援をするということで考えております。そういう意味で、この経営について政府がいろいろ介入するといつもりはございません。ただ、そうではございますが、やはり一つの方向として構造改善に進み、またそのため出資を行うわけですが、さあ、構造改善事業以外にこの出資金を使うとか、構造改善の方向に反するような動きがあつたときは、これは政府として関与せざるを得ないというふうに思っておりますが、経営のいろいろな点について、政府が出来ましたからといって介入するという意思はございません。

○宮田委員 増田長官と石油開発公団総裁にお伺いいたしますが、私どもは民間のバイタリティーに大きく期待をしているわけでございます。今日

○石油業界の実態を、たとえば九十日備蓄に対する取り組みに見てもわかるわけでござりますが、どちらかといえど政府の施策に寄りかかった姿勢がうかがえるような気がするわけでござります。ことに今日、石油の標準価格も一〇〇%近く浸透をし、業界には構造改善意欲が薄らいできてはいるふうに見る者もいるわけでござりますが、政府ないしは公団はどういうふうにこの点をお考えになつておるか、お聞きをいたします。

○増田政府委員 構造改善問題につきましては、昨年の秋、石油産業が非常な逆ぎやに悩み、さらにそれに追いかけて、十月にOPECの値上げがございました。このときは非常な危機的状況になりました。これを突破するのには、構造改善を直ちに行わなければならぬ、というような情勢に至つたわけでござりますが、その後標準価格の設定、あるいは生産に関しまして供給計画の改定等を行いまして、これによりまして業界は小康を得たわけでございます。ただ、累積赤字は依然としてござりますし、問題は根本的には解決されてない、むしろ構造的な問題が残されているわけでござります。そういう意味で、構造改善の必要性といたることについては、これは政府側が言うだけでござなく、業界の当事者の方々もその必要性を十分認識され、またその必要性を説いておられるわけがござります。

そういう意味で、標準価格制度その他によりまして若干小康状態を得ましたので、むしろここでじっくり今後の構造改善を考え、今後の石油の安定供給の確保をどういう体制で行うかということについて業界自身も考え、これに政府が支援するという形で推進していきたいと思っております。そういう意味で、構造改善問題が標準価格の達成によりまして消えてしまつたということではなくございませんで、むしろ落ちついて慎重に検討してそれに進んでいくというような状況になりつつあるというふうに私どもは解釈しております。

○倉八参考人 いま通産省の資源庁長官の答えどおりでござりますが、私も見ておりますと、確かに

に先生の御指摘のように、數ヵ月前よりも構造改善に対する熱意といいますか、そういうのが少しあめただろうという気はいたしますが、また業界の中にも決してそういうことがすべての考え方でございませんで、たとえば今後成長を日本は続けていかなくてはいけない、そうするならば、今後この産業のあり方あるいは構造問題についてどう取り組むべきかという考え方もまた根強いものがあるということを言えると思います。したがいまして、こういう時勢に遭遇しまして、今度改正をいただいておるようなことが通りますれば、私はその構造改善の今後の推進というものは十分期待してもいいではないか、こう考えております。

○宮田委員　五十一年度の事業計画では、探鉱投融資八百五十億円、このうち百億円を充てるということです。この金額は当初通産省が考えておりましたものより後退をしておる数字じやないかと思います。この金額で具体的に何をしようとしておられますか、これが一点であります。

また、これが重要なポイントだと思うのですが、何年計画で最終的に日本の元売業の姿をどう変えしていくのか、その点、あわせてお答え願いたいと思います。

○増田政府委員　昭和五十一年度の事業といたしまして、構造改善資金というものを大蔵省に昨年要求いたしましたとき、当初から百億円といふことで要求いたしておりました。そういう意味で、私どもの方の当初要求していました金額が減額になつておるわけじゃございません。そのまま百億円という一応の枠が設けられたわけでござります。

それから、もう一つの御質問でございました、この百億円をどういうふうに具体的に使うかといたることにつきましては、元売企業間の集約化が行われましたときに、それに資金が必要であるという場合に、それを支援しますために百億円まで出資の形で出します、こういう形になつておるわけ

それから、この構造改善のための必要資金といつましても、出資金百億円と、それから先ほど言いました融資の方の百八十億円の中の一部といふことで、出資勘定と融資勘定と両方用意いたしましたとして政府の姿勢を示し、また、必要がある場合はいつでも支援ができるようなどいふことで支援体制を整える、こういうことでござります。具体的な集約化の事業が出てきましたら、この百億円をいかに使うかをそのときに決定するということになつておりますし、現在のところは支援のための資金として百億円を用意しておく、こういう形でございますから、これを具体的にどこへ使うとか、どういうように分けるということはまだ何も決つております。

○宮田委員 公団法の改正趣旨について異論を唱えるものであります。この公団の本使命は、何といましても石油資源の開発にあると思います。それで、開発体制の整備でございますが、公団の資金面での援助、助成は年々充実しつつありますが、問題は多数の総括会社、事業会社が乱立する企業体制にあると思います。本法のこの改正問題から若干離れます。が、開発部門の集約化については総合エネルギー調査会の答申にも書かれています。ございますし、この点の取り組みについてお伺いをいたします。

○左近政府委員 御指摘のとおり、石油の開発部門につきましては開発会社が多数立しておる、

そしてこの技術力とか資金力といふものを集結した強力な会社がないといふような欠点が挙げられております。また一方、客觀情勢も、

産油国による事業参加の進展といふふうなことがございます。そういうふうな事情を踏まえながら、

今後開発を進めしていくかといふのがこれから大きな課題であろうと考えておりますが、本件につきましては、実は総合エネルギー調査会の石

油部会で検討を始めたいといふうに考えております。

○精製部門につきましては、先ほどから申し上げ

ましたので、恐らく来月とか来々月といふうな

時期からだと考えておりますが、今度はこの開発部門についてどのような体制を考え、どのような

政策を打ち出すべきかというふうなことを石油部会において審議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮田委員 ただいま説明のございました総合エ

ネルギー調査会の石油部会の答申でござります

が、国際情勢の変化から、石油の安定供給のため

に総合石油企業の樹立ということをビジョンとす

る、こういう方針になつておるようございます。

もちろんさきの答申でも、その線に沿つてといふことの答申がございましたが、大体このビジョン

の実現ということをいつころまでに目標を設定

します。

○増田政府委員 石油産業の今後の体制のあり方につきまして、一つには石油の精製部門、元売部門につきまして、ことに民族系と外資系の格差が非常に大きいために、民族系の育成強化、それに

は具体的には先ほどから申しておりますような二

ないし三グレード化をいたしまして構造改善を行いたい、こういふうに考えております。

それからまた、開発部門につきましては、先ほど左近部長から御答弁申し上げましたように、現

在六十数社といふものが開発を担当いたしており

ます。ただ、非常に世界の情勢が変わってきておりまして、産油国におけるいわゆる事業参加、あ

るいはバイオニックの問題その他が出てきておりま

して、石油を海外において開発する事業につきま

しては、いろいろな意味の困難性が出てきており

ます。それで、現在のようないくつかの点でござります。

○宮田委員 参考までにお答えいただきたいので

ございますが、世界の海底油田等の開発の実情、特に日本の統括会社の最近の動向と、中期的な計

画がどうなっているか、この点をお伺いいたしま

す。

○左近政府委員 世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

さらに、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題というのがござりますが、これにつきましては、私どもは、精製部門とそれから開発部門の一つの成果が出てからその後で考えるべきことであつて、いま直ちにその精製部門を一体化するというビジョンを掲げることについ

て、まだ時期尚早ではないか、こういうふうに考

えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益というものを開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一

つの経営として成り立つておるわけでござります

が、現状になりますと、開発部門への投資とい

うものがなかなか大きな利益を上げない。そうなりますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、

精製で上げた利益を開発へ送るという有機的の一体性といふものが今後も通用するのかどうかといふ問題がいろいろ出てきております。そういう意味

で、精製部門と開発部門との一体化につきましては、今後も見守り、また精製部門と開発部

門の今後の構造改善その他の成果を見守りつつ結論を出していきたい、こういふうに考えております。

○左近政府委員 参考までにお答えいたさ

りますが、世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地

区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北

海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

○宮田委員 本法の改正によつて、民族系企業の

これにつきましても、今後のあり方につきまし

て、現状のままではもう通用しない点が相当出で

きておりますので、そこ辺の構造改善といふも

のをやはり行わなければならないと思ひます。

さらには、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題といふのがございますが、こ

れにつきましては、私どもは、精製部門とそれから

開発部門の一つの成果が出てからその後で考

えるべきことであつて、いま直ちにその精製部門を

一体化するというビジョンを掲げることについ

て、まだ時期尚早ではないか、こういうふうに考

えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益といふもの

を開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一

つの経営として成り立つておるわけでござります

が、現状になりますと、開発部門への投資とい

うものがなかなか大きな利益を上げない。そうなり

ますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、

精製で上げた利益を開発へ送るという有機的の一体

性といふものが今後も通用するのかどうかといふ問題

がいろいろ出てきております。そういう意味

で、精製部門と開発部門との一体化につきましては、今後も見守り、また精製部門と開発部

門の今後の構造改善その他の成果を見守りつつ結

論を出していきたい、こういふうに考えております。

○左近政府委員 参考までにお答えいたさ

りますが、世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地

区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北

海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

○宮田委員 本法の改正によつて、民族系企業の

これにつきましても、今後のあり方につきまし

て、現状のままではもう通用しない点が相当出で

きておりますので、そこ辺の構造改善といふも

のをやはり行わなければならないと思ひます。

さらには、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題といふのがございますが、こ

れにつきましては、私どもは、精製部門とそれから

開発部門の一つの成果が出てからその後で考

えるべきことであつて、いま直ちにその精製部門を

一体化するというビジョンを掲げることについ

て、まだ時期尚早ではないか、こういうふうに考

えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益といふもの

を開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一

つの経営として成り立つておるわけでござります

が、現状になりますと、開発部門への投資とい

うものがなかなか大きな利益を上げない。そうなり

ますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、

精製で上げた利益を開発へ送るという有機的の一体

性といふものが今後も通用するのかどうかといふ問題

がいろいろ出てきております。そういう意味

で、精製部門と開発部門との一体化につきましては、今後も見守り、また精製部門と開発部

門の今後の構造改善その他の成果を見守りつつ結

論を出していきたい、こういふうに考えております。

○左近政府委員 参考までにお答えいたさ

りますが、世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地

区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北

海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

○宮田委員 本法の改正によつて、民族系企業の

これにつきましても、今後のあり方につきまし

て、現状のままではもう通用しない点が相当出で

きておりますので、そこ辺の構造改善といふも

のをやはり行わなければならないと思ひます。

さらには、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題といふのがございますが、こ

れにつきましては、私どもは、精製部門とそれから

開発部門の一つの成果が出てからその後で考

えるべきことであつて、いま直ちにその精製部門を

一体化するというビジョンを掲げることについ

て、まだ時期尚早ではないか、こういうふうに考

えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益といふもの

を開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一

つの経営として成り立つておるわけでござります

が、現状になりますと、開発部門への投資とい

うものがなかなか大きな利益を上げない。そうなり

ますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、

精製で上げた利益を開発へ送るという有機的の一体

性といふものが今後も通用するのかどうかといふ問題

がいろいろ出てきております。そういう意味

で、精製部門と開発部門との一体化につきましては、今後も見守り、また精製部門と開発部

門の今後の構造改善その他の成果を見守りつつ結

論を出していきたい、こういふうに考えております。

○左近政府委員 参考までにお答えいたさ

りますが、世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地

区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北

海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

○宮田委員 本法の改正によつて、民族系企業の

これにつきましても、今後のあり方につきまし

て、現状のままではもう通用しない点が相当出で

きておりますので、そこ辺の構造改善といふも

のをやはり行わなければならないと思ひます。

さらには、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題といふのがございますが、こ

れにつきましては、私どもは、精製部門とそれから

開発部門の一つの成果が出てからその後で考

えるべきことであつて、いま直ちにその精製部門を

一体化するというビジョンを掲げることについ

て、まだ時期尚早ではないか、こういうふうに考

えております。

従来は、メジャーは精製部門の利益といふもの

を開発部門に集中投下をいたしまして、そこで一

つの経営として成り立つておるわけでござります

が、現状になりますと、開発部門への投資とい

うものがなかなか大きな利益を上げない。そうなり

ますと、今度は開発で上げた利益を精製へ送り、

精製で上げた利益を開発へ送るという有機的の一体

性といふものが今後も通用するのかどうかといふ問題

がいろいろ出てきております。そういう意味

で、精製部門と開発部門との一体化につきましては、今後も見守り、また精製部門と開発部

門の今後の構造改善その他の成果を見守りつつ結

論を出していきたい、こういふうに考えております。

○左近政府委員 参考までにお答えいたさ

りますが、世界の海底油田の現況でござ

りますが、御案内とおり、中東地区ではすでに海

底についても開発が進んでおりますので、中東地

区では内陸と海底合わせて産出がされておるわけ

あります。さらに、御承知のとおり最近は北

海における油田開発が進んでおりまして、たとえばノルウェーのときは、すでに輸出超過とい

ますか、いわば産油国になつておるわけでありま

すが、英國等におきましても、北海の開発に非常

に力を入れておりますので、近い将来、英國も産油

が多くなる、つまり輸出ができるというふうな見

通しも語られておるわけでござります。

○宮田委員 本法の改正によつて、民族系企業の

これにつきましても、今後のあり方につきまし

て、現状のままではもう通用しない点が相当出で

きておりますので、そこ辺の構造改善といふも

のをやはり行わなければならないと思ひます。

さらには、将来の問題といたしましては、精製と開発の一体化の問題といふのがございますが、こ

育成強化は非常に大切なことだ、こう思います。ところが、これに対しまして外資系やメジャーの間に反論が出てくることも予想されるのではないかと思いますが、この点はどうですか。

○増田政府委員 現在の石油産業というものが非常に問題点を含み、そのため過当競争が出て、石油の販売の秩序が乱れておるということにつきましては、いわゆる外資系の会社もこれのあたりを受け、場合によれば対抗措置ということで自分たちもその中に飛び込んで一緒に行動しておる、こういう形になつておるわけでございます。やはり日本の石油市場というものがもつと安定化しなければ、メジャー自身も日本において投資を行つてあるその成果が上がつてこないということになりますから、そういう意味では、現在のような石油産業の不安定といふものにつきましては、これが何とか改善することを望んでおるわけでございます。

それで、今回の民族系を中心とする集約化につきまして、メジャー系がこれは差別待遇だとか、あるいはメジャー系を今後抑止する政策ではないかとの批判は、これは全くございません。私もメジャー系のこちらに駐在しております責任者にそれぞれ個別的にも会つておりますし、またメジャーの本社からいろいろ日本に来られます責任者にも会つておりますが、現在の日本が考えておる構造改善事業といふものについてどう思つておるかということを率直に意見を聞いております。それにつきまして、若干誤解に基づいて、非常な差別を受けるのではないかということを質問する方もおりますが、日本の石油政策としては民族系、外資系五〇、五〇を維持するのだ、それからあらゆる面で差別待遇をするわけではない、むろん從来の実績を見てくれ、ただ民族系が余りにもいま問題があるので、それの強化をしてつまり外資系のところまで引き上げるということをどうしても行わない、販売秩序にいろいろ問題が出ているということを話しますと、それはぜひやつてくれということで言つております。

○宮田委員 終わります。

それから、諸外国を見ますと、むしろヨーロッパ諸国では民族系企業に対して政府が出資をいたしまして、さらにそれをいろいろなコントロールをし、また場合によつては外資系企業に対しての相当な規制を行つておるところもございますが、

これに比較いたしますと日本は全くフェアな政策を行つておるということで、むしろそういうのがメジャー系の反響でございます。

○宮田委員 最後に、もう一点お伺いいたしますが、最近、石油精製業界では、製品の交錯輸送のロスをなくすために製油所を相互利用するケースが出ておるようです。本法がねらいといたしまして、本法改正案は機能しないというように承つておりますが何らかの助成方法はないものかどうかお聞きをいたします、私の質問を終ります。

○増田政府委員 流通の部面におきまして、各種の業務提携その他が現在計画されておりますし、また、ほぼ契約が終わつてあるところもございません。これにつきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、交錯輸送というものを少なくするあるいは経費の節減になるということで、私どももこれをせひとも推進いたしたいという立場でございます。

ただ、今回御審議をお願いいたしております石油開発公団法の改正に伴います出資、融資は、これは既存企業の枠を超えて元売間における集約事業が行われましたときの支援体制といふことで、ただいまの流通の共同化事業は対象にはなつております。なつておりますが、これをやはり推進する必要がありますし、またそういう共同化を

○安田委員長代理 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○安田委員長代理 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模

三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遲滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等)

第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

2 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

2 この法律の規定により登録を取り消された日から二年を経過しない者

2 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない

第一條 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。

(登録)

第三条 挥発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業大臣で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければ

2 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という)であつて法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その处分のあつた日前三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行つた者であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち

に前三号の一に該当する者があるもの

五 撥発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 撥発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎を有しない者

2 通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係る給油所の所在地が指定地区（その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一給油所当たりの撗発油の販売量が全国の一給油所当たりの撗発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく下回つて市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における撗発油販売業者の間の競争が過度に行われているためこれらの撗発油販売業者の相当部分の經營が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。以下同じ）に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内に給油所を設置してある撗発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受理した日から一月以内に限り、申請者に対して、当該事態を回避するため必要な最小限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日（第三項の規定による登録の届出をした場合においては、前項の規定による登録の届出をした日）から一月以内に、これについての決定をし、その決定の内容を通知しなければならない。

定による異議の申出をした場合においては、前項の規定による通知を受けた日）から一月以内

に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき

第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の決定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。（承継）

第七条 撥発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その撗発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一号から第四号まで

の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

2 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

2 第八条第一項の变更登録を受けなかつたとき。

3 次項の規定による命令に違反したとき。

4 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の变更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、撗発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 第八条第一項の变更登録を受けず、又は同一条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

（変更登録等）

第八条 撥発油販売業者は、第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の变更登録を受けなければならぬ。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、

（登録の消除）

第九条 撥発油販売業者は、撗発油の販売を停止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十一条 撥発油販売業者は、撗発油の販売を停止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十二条 撥発油販売業者は、撗発油の販売を停止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

の旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（粗悪な撗発油の販売の禁止）

第十三条 撥発油販売業者は、撗発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用撗発油として販売してはならない。

（品質管理者）

第十四条 撥発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 撥発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、撗発油の品質の確保に関し次条の規定による撗発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

（撗発油の分析）

第十六条 撥発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して撗発油の分析をさせなければならない。

3 撥発油販売業に從事する者は、品質管理者がその職務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するために指示に従わなければならぬ。

（表示）

第十七条 撥発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

（帳簿の記載）

第十八条 撥発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分析の結果その他の通商産業省令で定める撗発油

しなければならない。

（粗悪な撗発油の販売の禁止）

第十三条 撥発油販売業者は、撗発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用撗発油として販売してはならない。

（品質管理者）

第十四条 撥発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 撥発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、撗発油の品質の確保に関し次条の規定による撗発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

（撗発油の分析）

第十六条 撥発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して撗発油の分析をさせなければならない。

3 撥発油販売業に從事する者は、品質管理者がその職務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するために指示に従わなければならぬ。

（表示）

第十七条 撥発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

（帳簿の記載）

第十八条 撥発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分析の結果その他の通商産業省令で定める撗発油

の分析に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(勧告)

第十九条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮

発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で揮発油を販売していることにより、揮発油の消費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分につい

て当該給油所における事業の継続が困難となると認められる場合において、揮発油の消費者の利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要があると認めるときは、当該給油販売業者に対し、これらの事態を改善するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。揮発油販売業者に対する揮発油の販売を業とする者(揮発油の販売数量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。以下「特定揮発油卸売業者」という。)の当該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価格に起因してこれら的事態が生じていると認められ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告のみによつてはこれら的事態を改善することが困難であると認められる場合において特に必要があると認めるときは、当該特定揮発油卸売業者に対しても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者に対し、その業務に関する報告させることができる。

(報告収取及び立入検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油を收取させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又

は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第二十二条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

二 第十七条の規定違反した者

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間は、第三条の登録を受けないでその事業を行ふこととする。

(罰則)

第二十三条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭和五十年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。)

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は

二 第十七条の規定違反した者

(附則)

(罰則)

二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者

(罰則)

二 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十

万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して揮発油販売業を行つた者

二 第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万

者二 第十八条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

六 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

七 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

八 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

九 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十一 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十二 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十三 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十四 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十五 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十六 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十七 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十八 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

十九 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十一 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十二 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十三 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十四 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十五 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十六 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

二十七 第二十二条の規定による立入検査の権限を有する者

行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行つておらぬことができることとされた者を含む。)」とする。

(石油業法の一部改正)

第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行つておらぬことができることとされた者を含む。)」とする。

の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 挥発油販売業者を登録するこ

と。

三十三の二 挥発油販売業者の登録	登録件数	一件につき 一万円
（通商産業省設置法の一部改正）	（登録）の揮発油販売業者の登録	号）第三条

第三十六条の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。

第三十六条の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 撥発油販売業法（昭和五十一年法律第号）の施行に関すること。

#### 理由

揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図るため、揮発油販売業者について登録の制度を設けるとともに、粗悪な揮発油の販売を禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員會議錄第十三號

昭和五十一年五月十九日

三〇